

同志社大学大学院 心理学研究科

博士課程（前期課程）

博士課程（後期課程）

2025年度 履修の手引き

目 次

■ 登録要領（前期・後期課程共通）	2
・ 科目登録	2
・ 学業成績	4
・ その他	5
■ 博士課程（前期課程）	7
・ 履修の手引き	8
・ 修士論文作成要領	10
・ 修士論文提出要領	11
・ 開講科目一覧（心理学コース）	13
・ 開講科目一覧（臨床心理学コース）	15
■ 博士課程（後期課程）	19
・ 履修の手引き	20
・ 博士学位論文作成パターン	25
・ 博士学位論文提出要領（課程博士）	26
・ 開講科目一覧	31
■ 長期履修学生制度について	32
■ 学則・一般内規・学年歴等について	35
・ 学位規定	
・ 警報発表に伴う授業・期末試験の実施について	
・ 大学院一般内規	
・ 大学院学則	
・ 大学院学年歴	

博士課程（前期・後期課程共通）

登録要領

■ 科目登録

科目登録は1年間の学修方針を決定すると同時に、次年度以降の履修にも影響するので、計画性のある登録が望まれます。

登録の手続きについては、この登録要領の他、シラバス、および後掲する各課程の履修の手引き等を熟読のうえ、各自で確実に行ってください。

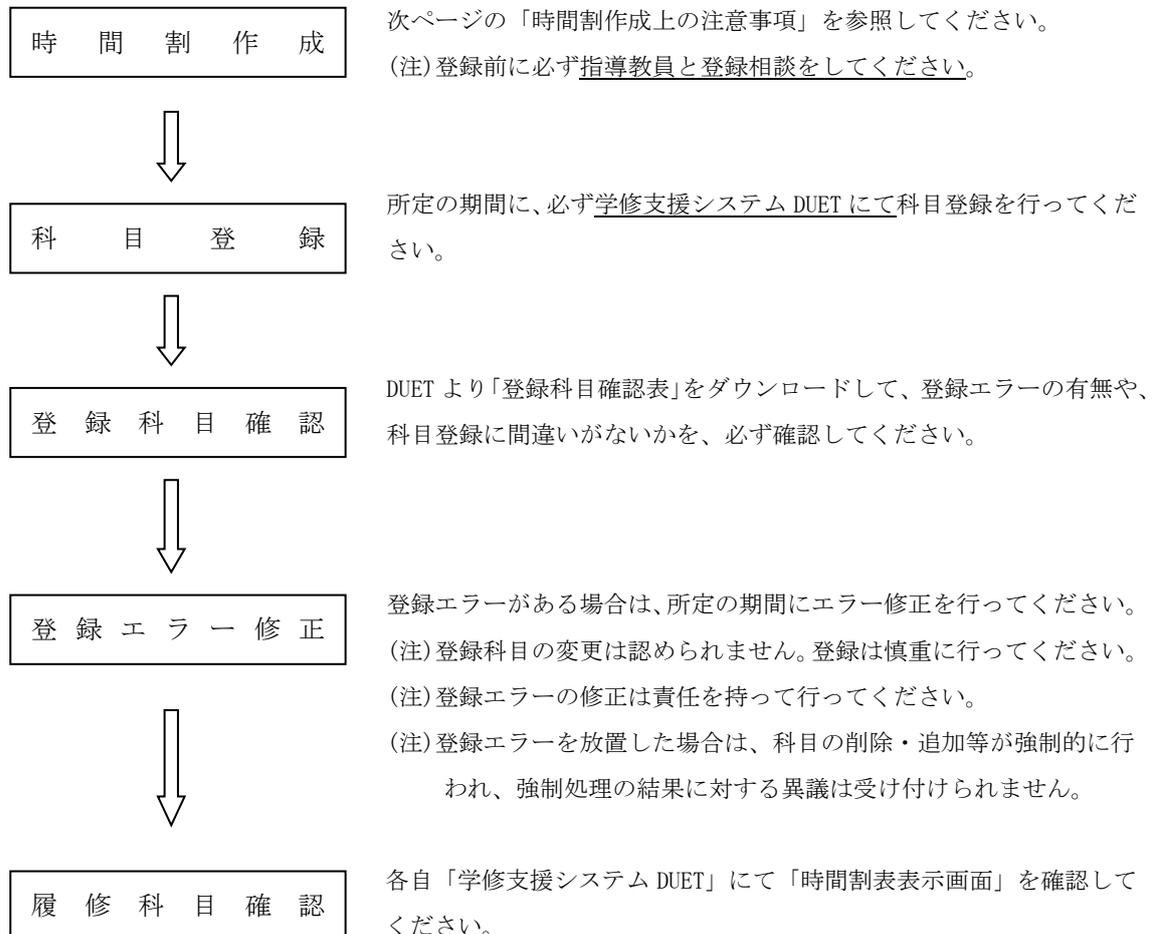
なお、登録の日時・場所については次ページを参照してください。急な変更等の連絡事項がある場合は、電子メールおよび下記の(1)に示すHPにて周知します。

(1) 登録書類公開場所

心理学部・心理学研究科 HP

「講義サポート URL https://psych.doshisha.ac.jp/lecture_support/」

(2) 登録手順の流れ



(3) 登録関係日程

日程	登録関係行事	時間	場所
4月1日(火)	新入生履修指導 (2025年度生のみ対象)	13:30～ 多少前後する可能性あり	TC1-110 教室
4月4日(金) ～10日(木)	オンデマンド授業期間(DO Week)		
4月8日(火) 9日(水)	一般登録期間	4/8 10:00 ～ 4/9 17:00	学修支援システム DUET で各自登録
4月11日(金)	春学期面接授業開始		
4月15日(火) ～17日(木)	登録科目確認 (DUETで登録科目確認表をDL) エラー修正受付	大学ホームページで確認してください https://www.doshisha.ac.jp/students/course_reg/index.html	
4月22日(火) 23日(水)	履修科目確認		
5月12日(月) ～13日(火)	履修中止期間	5/12 10:00 ～ 5/13 17:00	学修支援システム DUET で各自手続き

(4) 時間割作成上の注意事項

1. 時間割重複・同一科目の登録に注意
 ※ 時間割上、同一曜日・講時の科目を重複して登録することはできません。また、複数クラスある科目については、いずれか1クラスしか登録できません。
2. 高等研究教育院設置科目の履修
 心理学研究科では、高等研究教育院設置科目を履修することができます。しかし、修得した単位は修了必要単位として認められません。
3. 学部授業科目の履修
 免許・資格取得等のため学部科目を履修することも可能ですが、免許・資格課程センター事務室で課程登録する必要があります。また、履修条件が定められている科目があり、科目登録日程が分散しています(先行・一般登録等)。詳細については、当該科目提供学部の履修要項や登録要領などで確認してください。新入生で学部科目の登録(先行登録等)を希望する人は、至急、免許・資格課程センター事務室および京田辺キャンパス教務センター(心理学研究科)まで申し出てください。

【注意】前期課程在籍者のうち、今年度に修士論文の提出を予定している者は、必ず「論文」を上記の一般登録期間に登録してください。

(参考) よくある登録エラー

- ・時間割重複 …… 同一曜日・講時に複数の科目を登録しているため。
- ・受講できない …… 他研究科科目など、履修が認められていない科目を登録したため。
- ・当該科目コードなし… 間違った科目コードで登録したため。
- ・その他 …… 条件科目未履修 履修年次誤り など

■ 学業成績

(1) GPA (Grade Point Average) 制度とは

大学院では各科目の成績評価を7段階（A⁺, A, B⁺, B, C⁺, C, F）で評価し、各成績評価段階に4.5～0.0の評点（Grade Point）を付与して、1単位あたりの評点平均値（Grade Point Average: GPA）を算出します。

1. 判定基準

評価	評点	判定内容	100点法換算
A ⁺	4.5	特に優れた成績を示した	95点以上
A	4.0	A ⁺ に準じた成績を示した	90～94点
B ⁺	3.5	優れた成績を示した	85～89点
B	3.0	B ⁺ に準じた成績を示した	80～84点
C ⁺	2.5	妥当と認められる成績を示した	75～79点
C	2.0	C ⁺ に準じた成績を示した	70～74点
F	0.0	合格と認められるに足る成績を示さなかった	69点以下

上記段階評価以外の評価は、PAS(合格)・FAL(不合格)・TFC(認定)とします。

2. 不合格科目と再履修

FあるいはFAL評価であった科目は不合格科目とし、単位を修得したとはみなされません。再履修は、不合格科目に限り認められます。

3. GPA算出方法

A⁺～Fの7段階で評価された全科目の評価を評点に換算して、1単位あたりの評点平均値を学期毎および累積で算出します。F評価であった科目を再履修してC以上の評価を得た場合、直近のF評価は新たな評価に書き換えられます。単位が設定されていない科目、A⁺～F以外の評価がついている科目は、GPAには算入されません。

<具体的な算出方法>

$$(A^+ \times 4.5 + A \times 4.0 + B^+ \times 3.5 + B \times 3.0 + C^+ \times 2.5 + C \times 2.0) \div (A^+ + A + B^+ + B + C^+ + C + F)$$

(A⁺～Fはそれぞれの合計単位数)

(2) 科目登録と履修中止

原則として、春および秋学期履修科目の登録は、春学期一般登録期間内に終わってください。授業開始後1か月程度を受講し、望ましい評価が得られないと判断した科目については履修の中止が認められますが、通年科目・集中講義は原則として履修中止は認められませんので注意が必要です。また、秋学期授業開始前に、秋学期科目に限り登録変更を受付けます。履修中止の日程および秋学期科目の登録日程等については大学HPを参照してください。

https://www.doshisha.ac.jp/students/course_reg/index.html

(3) 授業クラス毎の評点の平均値や分布の公表

各研究科が定める科目を除き、授業クラス毎の評点の平均値や分布が、大学 HP 上でシラバス等とリンクして公表され、成績評価基準の透明化がはかられています。

(4) クレーム・コミッティ制度

授業内容や授業方法に関して、科目担当者との直接的なコミュニケーションでは解決できないような改善要望がある場合は、京田辺キャンパス教務センター（心理学研究科）に申し出てください。申し出内容を確認後、内容に応じて心理学研究科クレーム・コミッティ委員会が事実関係を調査し、クレームに関わる一連の対応について回答します。なお、いかなる場合であっても相談者の学生 ID や氏名が授業担当者に明かされることはなく、相談によって不利益を被ることはありません。

(5) 成績評価に関する質問や異議申し立て

成績通知書に記載された成績評価に関する質問や異議申し立てをしたい場合は、定められた成績通知日から 1 週間以内に、京田辺キャンパス教務センター（心理学研究科）に採点質問票を提出してください。

(6) 追試験制度（学部科目対象者のみ）

大学院生が免許・資格取得等のため学部科目を履修する場合、大学院生も追試験の受験対象者となります。対象者は所定の手続きを京田辺キャンパス教務センター（心理学研究科）窓口で行ってください。

■ その他

(1) 教員研究室、研究科事務室、教務センターの場所

1. 心理学研究科の専任教員の研究室は、香柏館低層棟 2 階および香柏館高層棟 3 階・4 階にあります。
2. 心理学研究科事務室は、香柏館低層棟 1 階にあります。書類の受け渡し等の事務作業の他に、図書の出し、学会報の配布等を行っています。
3. 京田辺キャンパス教務センター（心理学研究科）は成心館 1 階にあります。科目履修・科目登録・成績・証明書発行・奨学金・学位論文・休学や退学および長期履修等の学籍などを所管しています。

(2) 所定の単位を修得した者の取り扱い

1. 前期課程において 2 年以上在学し、所定の単位を修得した者は、その次の学期から、大学院学則別表 I の所定単位修得者欄に記載の学費を適用します。
2. 後期課程において 3 年以上在学した者は、その次の学期から、大学院学則別表 I の 3 年以上在学者欄に記載の学費を適用します。

3. ただし、学部または大学院前期課程の授業科目履修を希望する者、および後掲(5)の長期履修学生制度を利用する者については対象になりません。

(3) 免許・資格

教職課程の資格を登録する者は、所属研究科での科目登録とともに、免許資格課程センター事務室での課程登録等の手続を完了する必要があります。

(4) 奨学金

願書交付の際に配付される奨学金制度に関する説明書を熟読してください。詳細は学生生活課京田辺奨学・生活係（TEL：0774-65-7430）まで問い合わせてください。

(5) 長期履修学生制度

制度適用対象者は限定されますが、前期課程も後期課程も、所定年限では大学院の教育課程の履修が困難な者に限り、最長6年間で計画的に教育課程を履修し、修了することができます。入学1年目からこの制度を利用する場合は入試出願時に申し込む必要があります。入学後2年目から利用する場合は、入学後に申し込みます。詳細については、京田辺キャンパス教務センター（心理学研究科）まで相談してください。また、この履修の手引きの末尾に長期履修学生制度の概要を記したページを付けるので、必要に応じて参照してください。

心理学研究科心理学専攻

博士課程（前期課程） 履修の手引き

博士課程・前期課程

履修の手引き

【 1 】 修業年限と在学可能年限

前期課程の標準修業年限は2年です。4年を超えて在学することはできません。

【 2 】 課程修了の要件

修士学位を取得するためには、次の要件を満たさなければなりません。

- (1) 前期課程に2年以上在学すること。
- (2) 授業科目について、以下の単位を修得すること。
 1. 心理学コース
甲類科目から講義4単位と演習4単位を必修し、乙類科目については指導教員の指示により22単位以上履修すること。
 2. 臨床心理学コース
甲類科目から講義10単位と実習16単位と演習6単位を必修し、乙類科目については指導教員の指示により10単位以上履修すること。
- (3) 「論文」を登録し、必要な研究指導を通算1年以上受けたうえ、修士学位論文を提出し、合格すること。

【 3 】 履修方法・修了必要単位数

心理学研究科の授業科目や履修方法等は、それぞれに定められています。大学院学則の他、諸規程を含め、詳しくは大学HPを確認してください。

【 4 】 修士学位論文審査および課程修了の認定

修士学位論文は、在学期間中に審査を終了します。また、課程修了の認定は、研究科長会において行います。

【 5 】 学位の名称

前期課程修了の認定を受けた大学院生に授与される学位は「修士（心理学）」です。学位は、「修士（心理学）（同志社大学）」のように表記してください。

【 6 】 修士学位取得までの前期課程のプロセス

修士学位を取得するためには、①心理学研究科が定める所定の授業科目を履修した上、修了に必要な単位数を修得するとともに、②研究指導を通じて修士学位論文を作成し、これに合格しなければなりません。下に記載する修士学位論文審査基準以外に、指導教員からの指示を踏まえて、2年間の各自の研究計画を組み立ててください。

第1年次	年度始め	・ 出願時の書類をもとに指導教員を決定
	各学期中	・ 指導教員による研究指導 ・ 演習科目で研究発表 ・ 研究成果公表の推奨
第2年次以上	年度始め	・ 「博士課程（前期課程）研究計画書」の提出
	各学期中	・ 指導教員による研究指導 ・ 演習科目で研究発表 ・ 研究成果公表の推奨
	1月中旬	・ 修士学位論文提出
修士学位 論文提出後 （修士学位 論文審査）	提出後	・ 論文審査委員会の設置（主査・副査の決定）
	1～2月中旬	・ 論文査読、口頭試問
	2～3月上旬	・ 修士学位論文総合審査（心理学研究科委員会、研究科長会）
	3月下旬	・ 学位授与式

【 7 】 心理学研究科 修士学位論文 審査基準

(1)	国内外の関連研究に関する文献研究を網羅的に実施しているか。
(2)	学位論文で扱う問題の意義および独自性が示されているか。
(3)	研究で得られた知見が学界において有益であると認められるか、あるいは社会への貢献が期待できるか。
(4)	研究方法是科学的な心理学研究として妥当か。
(5)	研究方法是専門家から認められる水準にあるか。
(6)	分析方法は適切か。
(7)	研究の量は修士論文として十分か。
(8)	客観的なデータに基づき論理的で適切な考察がなされているか。
(9)	必要な倫理的配慮を行っているか。

2025 年度 心理学研究科 修士論文作成要領

修士論文作成要領	修士論文 提出部数	論文梗概 提出部数	写真 提出枚数
原則としてワープロを使用すること（1 ページ 40 字×25 行）。 縦 A4 判・横書きで、本文は 24,000～40,000 字程度。 英語を使用する場合、8,400～14,000 ワード程度。 その他詳細については指導教員の指示を受けること。	3 部	3 部	2 枚

必ず所定のファイルに綴じて提出してください。

< 標題紙の綴じ方 >

1 枚目（梗概標題紙）

論文梗概

○○○○○○○○○○
(論文標題)

専攻・コース
入学年度、学生 ID
氏 名

※「論文梗概」と記すこと

2 枚目

(梗概・1,000 字以内)

※3 枚目（論文標題紙）

○○○○○○○○○○
(論文標題)

専攻・コース
入学年度、学生 ID
氏 名

※梗概が 2 枚以上の場合は梗概の次の枚数
以下同じ

※4 枚目（写真台紙）

(同志社写真台紙)

写真

氏 名

※5 枚目

(目 次)

※6 枚目～

(本文)

※本文については両面印刷も可、それ以外は片面印刷のこと

2025 年度 心理学研究科 修士論文提出要領

先の『修士論文作成要領』を参照のうえ、下記の要領で提出してください。

修士論文提出資格	<p>以下、①から③までを全て満たす必要がある。</p> <p>① 所定の年限を在学し、定められた単位を修得した者およびその見込みである者。 ※ 3年次以上の者については、修了見込み Semester 末に修士論文を提出すること。</p> <p>■心理学コース 甲類科目から講義 4 単位、演習 4 単位を必修し、乙類科目については指導教員の指示により、22 単位以上履修すること。</p> <p>■臨床心理学コース 甲類科目から講義 10 単位、実習 16 単位、演習 6 単位を必修し、乙類科目については指導教員の指示により 10 単位以上履修すること。</p> <p>② 年度始めの履修科目登録期間に、指導教員の指示により、以下の科目を登録した者。 「心理学体系論演習Ⅲ・Ⅳ」もしくは「臨床心理学体系論演習Ⅲ・Ⅳ」、および「論文」。 ただし、3年次以上の者については大学院専攻教務主任の指示によること。</p> <p>③ 修士論文提出時に学生納付金を完納していること。</p>
----------	---

提出書類	<p>① 修士論文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に教務センター（心理学研究科）で配付される（秋学期修了は12月中旬から配付）所定のファイルに綴じる。 ・論文には本文と同じ用紙で標題紙（タイトルページ）を付ける。 ・標題紙には、論文標題、専攻・コース、入学年度、学生 ID、氏名を明記する（標題紙の綴じ方参照）。 ・別途、論文の PDF ファイルを指示された WEBDISK に提出する。 ・提出された論文は返却しません。 <p>② 論文梗概</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修士論文と同じ様式で、1,000 字以内とし、修士論文標題紙（タイトルページ）の前に綴じる。 ・論文梗概にも標題紙を付ける。 ・梗概標題紙には「論文梗概」と記し、論文標題、専攻・コース、入学年度、学生 ID、氏名を明記する。 <p>③ 写 真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真台紙（所定用紙）は事前に教務センター（心理学研究科）で配付される（秋学期修了は12月中旬から配付）。 ・タテ 6cm×ヨコ 5cm で、上半身脱帽の写真を準備する。 ・写真台紙（所定用紙）に貼付し、修士論文標題紙（タイトルページ）の次に綴じる。 <p>④ 修士論文受領書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に教務センター（心理学研究科）で配付する（秋学期修了は12月中旬から配付）。 <p>⑤ 製本代の納入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書等自動発行機で「心理学研究科修論製本代」6,600 円を納入し、その際に発行された納入済証を提出する（製本代は変更される場合がある）。
提出期日	<p>【春学期修了】提出期限： 2025 年 7 月 4 日（金）←2025 年度は該当者なし</p> <p>【秋学期修了】提出期間： 2026 年 1 月 14 日（水）～1 月 16 日（金）</p> <p>提出場所： 京田辺キャンパス教務センター（心理学研究科） 9:00～17:00（ただし 11:30～12:30 を除く）</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として心理学研究科では秋学期修了とする。 ● 審査に合格した修士論文は製本後、研究科書庫に図書として保管され、閲覧に供される。 ● 論文および梗概の正本以外はコピーでよい。 ● 事前に修得単位数の確認をしておくこと。 ● 修士論文製本代は、修士論文が不合格の場合には返還される。 ● 修了者は共同研究室内個人ロッカーの鍵や、入館カードを必ず返却する。

心理学専攻 心理学コース

甲類科目 (1年次)				は今年度休講科目									
履修年次▶		1~											
科目区分	開講期間	登録コード		科目名	単位	担当者	開講校地	週時間	曜日	講時	聴講区分		
		科目コード	クラス										
甲類科目	講義	春	31701201	000	心理学体系論 I	2	竹原 卓真 他	田	2.0	水	2	不可	
		秋	31701202	000	心理学体系論 II	2	畑 敏道 他	田	2.0	水	2	不可	
	演習	春	31701203	001	心理学体系論演習 I	1	藤村 友美	田	2.0				不可
				002									
				003									
				004									
				005									
				006									
				007									
				008									
				009									
	演習	秋	31701204	001	心理学体系論演習 II	1	藤村 友美	田	2.0				不可
				002									
				003									
				004									
				005									
				006									
				007									
008													
009													

甲類科目 (2年次)				は今年度休講科目									
履修年次▶		2~											
科目区分	開講期間	登録コード		科目名	単位	担当者	開講校地	週時間	曜日	講時	聴講区分		
		科目コード	クラス										
甲類科目	演習	春	31701205	001	心理学体系論演習 III	1	藤村 友美	田	2.0			不可	
				002									
				003									
				004									
				005									
				006									
				007									
				008									
				009									
	演習	秋	31701206	001	心理学体系論演習 IV	1	藤村 友美	田	2.0				不可
				002									
				003									
				004									
				005									
				006									
				007									
				008									
				009									
修士論文		31701099	000	論文	0	不定	田		集中		不可		

心理学専攻 心理学コース

は今年度休講科目

乙類科目				1～								
履修年次▶												
科目区分	開講期間	登録コード		科目名	単位	担当者	開講校地	週時間	曜日	講時	聴講区分	
		科目コード	クラス									
乙類科目	秋	31702551	000	臨床心理学研究法特論	2	神原 広平	田	2.0	火	2	不可	
	秋	31702552	000	心理学研究法特論	2	池田 賢司	田	2.0	金	5	不可	
	春	31702553	000	認知心理学特論	2	竹原 卓真	田	2.0	火	3	不可	
	秋	31702557	000	生理心理学特論	2	畑 敏道	田	2.0	金	2	可	
	秋	31702566	000	実験社会心理学特論	2	及川 昌典	田	2.0	火	1	可	
	春	31702567	000	学習心理学特論	2	青山 謙二郎	田	2.0	月	4	可	
	春	31702568	000	感情心理学特論	2	藤村 友美	田	2.0	金	2	不可	
	春	31702569	000	臨床パーソナリティ特論	2	杉若 弘子	田	2.0	金	4	不可	
	春	31702570	000	発達心理学特論	2	内山 伊知郎	田	2.0	火	4	可	
	秋	31702571	000	教育心理学特論	2	田中 あゆみ	田	2.0	火	3	不可	
	春	31702572	000	学校心理学特論	2	神山 貴弥	田	2.0	月	2	可	
	秋	31702573	000	臨床社会心理学特論	2	余語 真夫	田	2.0	木	1	不可	
			31702575	000	精神病理学特論							不可
	春	31702578	000	リスク心理学特論	2	中谷内 一也	田	2.0	月	3	不可	
	秋	31702579	000	学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2	石川 信一	田	2.0	火	4	不可	
	春	31702580	000	家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）※隔週開講	2	興津 真理子	今	2.0	水	1・2	不可	
	秋	31702581	000	バリアフリーの心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2	武藤 崇	インタ		集中		不可	
	秋	31702582	000	犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2	毛利 真弓	田	2.0	金	3	不可	
			31702583	000	心理学特論							不可
	春	31702585	000	保健医療分野に関する理論と支援の展開	2	庵地 雄太	田		集中		不可	
秋	31702586	000	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2	榎本 正己	田		集中		不可		
春	31702587	000	心の健康教育に関する理論と実践	2	大西 貴子	田		集中		不可		

履修方法

甲類科目 講義4単位＋演習4単位、計：8単位を履修すること。
 乙類科目 指導教員の指示のもと、22単位以上を履修すること。

※心理学コース生は、臨床心理学コースの甲類科目及び、臨床心理学コースにのみ設置されている乙類科目を履修することはできない。

心理学専攻 臨床心理学コース

甲類科目 (1年次)

は今年度休講科目

履修年次▶		1~										
科目区分	開講期間	登録コード		科目名	単位	担当者	開講校地	週時間	曜日	講時	聴講区分	
		科目コード	クラス									
甲類科目	講義	春	31702001	000	臨床心理学特論 I	2	石川 信一	田	2.0	火	4	不可
		秋	31702002	000	臨床心理学特論 II	2	杉若 弘子	田	2.0	火	3	不可
		春	31702007	000	臨床心理面接特論 I	2	毛利 真弓	田	2.0	月	1	不可
		秋	31702008	000	臨床心理面接特論 II ※隔週開講	2	武藤 崇	今	2.0	水	1・2	不可
		春	31702019	000	臨床心理査定演習 I (心理的アセスメントに関する理論と実践) ※隔週開講	2	八木 安理子	今	2.0	水	1・2	不可
	実習	春	31702003	000	臨床心理基礎実習 I	2	毛利 真弓 他	田	4.0	金	1・2	不可
		秋	31702004	000	臨床心理基礎実習 II	2	毛利 真弓 他	今	4.0	月	5・6	不可
		春	31702029	000	臨床心理実習 III (心理実践実習 2)	1	石川 信一 他	今	2.0	水	6	不可
		秋	31702030	000	臨床心理実習 IV (心理実践実習 3)	1	石川 信一 他	今	2.0	水	6	不可
	演習	春	31702010	000	臨床心理査定演習 II	2	興津 真理子	田	2.0	月	2	不可
		春	31702015	001	臨床心理学体系論演習 I	1	石川 信一	田	2.0	火	5	不可
				興津 真理子			5					
				杉若 弘子			5					
				武藤 崇			5					
				毛利 真弓			5					
大屋 藍子				5								
秋				31702016			001				臨床心理学体系論演習 II	
興津 真理子		5										
杉若 弘子		5										
武藤 崇		5										
毛利 真弓		5										
大屋 藍子		5										

甲類科目 (2年次)

は今年度休講科目

履修年次▶		2~										
科目区分	開講期間	登録コード		科目名	単位	担当者	開講校地	週時間	曜日	講時	聴講区分	
		科目コード	クラス									
甲類科目	実習	春	31702020	000	臨床心理実習 I (心理実践実習 (1))	2	毛利 真弓 他	今	集中		不可	
		秋	31702021	000	臨床心理実習 II	2	毛利 真弓 他	今	集中		不可	
		春	31702024	000	臨床心理実習 V (心理実践実習 (4))	1	石川 信一 他	今	2.0	水	6	不可
		秋	31702025	000	臨床心理実習 VI (心理実践実習 (5))	1	石川 信一 他	今	2.0	水	6	不可
		春	31702026	000	臨床心理・学外実習 I (心理実践実習 (6))	2	大屋 藍子 他	今	4.0	木	5・6	不可
		秋	31702027	000	臨床心理・学外実習 II (心理実践実習 (7))	2	大屋 藍子 他	今	4.0	木	5・6	不可
	演習	春	31702017	001	臨床心理学体系論演習 III	1	石川 信一	田	2.0	火	6	不可
				興津 真理子			6					
				杉若 弘子			6					
				武藤 崇			6					
				毛利 真弓			6					
				大屋 藍子			6					
				秋			31702018			001	臨床心理学体系論演習 IV	
		興津 真理子	6									
	杉若 弘子	6										
武藤 崇	6											
毛利 真弓	6											
大屋 藍子	6											
修士論文	31701099	000	論文	0	不定	田		集中		不可		

心理学専攻 臨床心理学コース

乙類科目

は今年度休講科目

履修年次▶		1~										
科目区分	開講期間	登録コード		科目名	単位	担当者	開講校地	週時間	曜日	講時	聴講区分	
		科目コード	クラス									
乙類科目	A群	秋	31702551	000	臨床心理学研究法特論	2	神原 広平	田	2.0	火	2	不可
	A群	秋	31702552	000	心理学研究法特論	2	池田 賢司	田	2.0	金	5	不可
	B群	春	31702553	000	認知心理学特論	2	竹原 卓真	田	2.0	火	3	不可
	B群	秋	31702557	000	生理心理学特論	2	畑 敏道	田	2.0	金	2	可
	E群	秋	31702563	000	心理療法特論Ⅱ	2	馬場 天信	田	集中			不可
	E群	春	31702564	000	心理療法特論Ⅲ	2						不可
	E群	秋	31702565	000	臨床心理地域援助特論	2	八木 安理子	田	2.0	金	5	不可
	C群	秋	31702566	000	実験社会心理学特論	2	及川 昌典	田	2.0	火	1	可
	B群	春	31702567	000	学習心理学特論	2	青山 謙二郎	田	2.0	月	4	可
	B群	春	31702568	000	感情心理学特論	2	藤村 友美	田	2.0	金	2	不可
	B群	春	31702569	000	臨床パーソナリティ特論	2	杉若 弘子	田	2.0	金	4	不可
	B群	春	31702570	000	発達心理学特論	2	内山 伊知郎	田	2.0	火	4	可
	B群	秋	31702571	000	教育心理学特論	2	田中 あゆみ	田	2.0	火	3	可
	B群	春	31702572	000	学校心理学特論	2	神山 貴弥	田	2.0	月	2	可
	C群	秋	31702573	000	臨床社会心理学特論	2	余語 真夫	田	2.0	木	1	不可
	D群	春	31702575	000	精神病理学特論	2						不可
	C群	春	31702578	000	リスク心理学特論	2	中谷内 一也	田	2.0	月	3	不可
	B群	秋	31702579	000	学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2	石川 信一	田	2.0	火	4	不可
	C群	春	31702580	000	家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）※隔週開講	2	興津 真理子	今	2.0	水	1・2	不可
	D群	秋	31702581	000	バリアフリーの心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2	武藤 崇	インタ	集中			不可
	C群	秋	31702582	000	犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2	毛利 真弓	田	2.0	金	3	不可
	-		31702583	000	心理学特論	2						不可
	-	春	31702584	000	心理療法特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2	杉若 弘子	田	2.0	金	3	不可
	D群	春	31702585	000	保健医療分野に関する理論と支援の展開	2	庵地 雄太	田	集中			不可
-	秋	31702586	000	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2	榎本 正己	田	集中			不可	
-	春	31702587	000	心の健康教育に関する理論と実践	2	大西 貴子	田	集中			不可	

履修方法

甲類科目 講義10単位+実習16単位+演習6単位、計：32単位を履修すること。
乙類科目 指導教員の指示のもと、10単位以上を履修すること。

※臨床心理学コース生は、心理学コースの甲類科目を履修することはできない。

心理学専攻 臨床心理学コース (2024年度生)

修了要件・資格要件一覧

修了要件	臨床心理士		公認心理師		設置コード	科目名	配当年次	単位
	区分	指定科目	指定科目	指定科目				
甲類 (講義)	必修	臨床心理学特論 (4単位)	/	31702001	臨床心理学特論 I	1~	2	
				31702002	臨床心理学特論 II		2	
				31702007	臨床心理面接特論 I		2	
				31702008	臨床心理面接特論 II		2	
甲類 (演習)		臨床心理査定演習 (4単位)		/	31702019		臨床心理査定演習 I (心理的アセスメントに関する理論と実践)	2
					31702010		臨床心理査定演習 II	2
甲類 (実習)		臨床心理基礎実習 (2単位)		/	31702003		臨床心理基礎実習 I	2
					31702004		臨床心理基礎実習 II	2
	心理実践実習	31702020	臨床心理実習 I (心理実践実習 (1))		2~	2		
		31702021	臨床心理実習 II			2		
	臨床心理実習 (2単位)	/	31702022		臨床心理実習 III (心理実践実習 (2))	1~	1	
			31702023		臨床心理実習 IV (心理実践実習 (3))		1	
			31702024		臨床心理実習 V (心理実践実習 (4))	2~	1	
			31702025		臨床心理実習 VI (心理実践実習 (5))		1	
			31702026		臨床心理・学外実習 I (心理実践実習 (6))		2	
	31702027	臨床心理・学外実習 II (心理実践実習 (7))	2					
甲類 (演習)	/	31702015	臨床心理学体系論演習 I	1~	1			
		31702016	臨床心理学体系論演習 II		1			
		31702017	臨床心理学体系論演習 III	2~	1			
		31702018	臨床心理学体系論演習 IV		1			
乙類		選択必修	/	31702551	臨床心理学研究法特論	1~	2	
				31702552	心理学研究法特論		2	
				31702553	認知心理学特論		2	
				31702557	生理心理学特論		2	
	31702563			心理療法特論 II	2			
	31702564			心理療法特論 III	2			
	31702565			臨床心理地域援助特論	2			
	31702566			実験社会心理学特論	2			
	31702567			学習心理学特論	2			
	31702568			感情心理学特論	2			
	31702569			臨床パーソナリティ特論	2			
	31702570			発達心理学特論	2			
	31702571			教育心理学特論	2			
	31702572			学校心理学特論	2			
	31702573			臨床社会心理学特論	2			
	31702575			精神病理学特論	2			
	31702578			リスク心理学特論	2			
	B群			教育分野に関する理論と支援の展開	31702579		学校臨床心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	2
	C群			家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	31702580		家族心理学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2
	D群			福祉分野に関する理論と支援の展開	31702581		バリアフリーの心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	2
	C群			司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	31702582		犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2
	-				31702583		心理学特論	2
	-			心理支援に関する理論と実践	31702584		心理療法特論 I (心理支援に関する理論と実践)	2
D群	保健医療分野に関する理論と支援の展開	31702585	保健医療分野に関する理論と支援の展開	2				
-	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	31702586	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2				
-	心の健康教育に関する理論と実践	31702587	心の健康教育に関する理論と実践	2				
修士論文		31701099	論文	2~	0			

修了要件	甲類科目	講義10単位+実習16単位+演習6単位, 計: 32単位を必修すること。
	乙類科目	指導教員の指示のもと, 10単位以上を履修すること
	修士論文	甲類・乙類より必要単位を修得 (登録) し, 修了見込み状態で修士論文提出, 合格すること。
臨床心理士	必修科目	必修科目から5科目16単位を修得すること。
	選択必修科目	A, B, C, D, E群からそれぞれ2単位以上, 計10単位以上を修得すること。
	修士論文	修士論文のテーマと内容が臨床心理学に関するものであること。
	課程修了	当該指定修士課程を修了すること。
公認心理師	大学院における必要科目	公認心理師法で定められた科目をすべて履修のうえ, 修了することで, 受験資格要件の「大学院において施行規則第2条で定める科目を履修」を満たすことができる。ただし, 受験資格があるかどうかは「大学における必要科目」を全て履修し, 卒業していること (「4年制大学における要件」を満たしていること) が前提条件となる。
	課程修了	

心理学専攻 臨床心理学コース（2025年度以降生）

修了要件・資格要件一覧

修了要件	臨床心理士		公認心理師		設置コード	科目名	配当年次	単位		
	区分	指定科目	指定科目	指定科目						
甲類（講義）	必修	臨床心理学特論 (4単位)	/	臨床心理学特論 I	31702001	臨床心理学特論 I	1~	2		
					31702002	臨床心理学特論 II		2		
					31702007	臨床心理面接特論 I		2		
					31702008	臨床心理面接特論 II		2		
甲類（演習）		臨床心理査定演習 (4単位)		心理的アセスメントに関する理論と実践	臨床心理査定演習 I（心理的アセスメントに関する理論と実践）	31702019		臨床心理査定演習 I（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2~	2
						31702010		臨床心理査定演習 II		2
甲類（実習）		臨床心理基礎実習 (2単位)		/	臨床心理基礎実習 I	31702003		臨床心理基礎実習 I	2~	2
						31702004		臨床心理基礎実習 II		2
	臨床心理実習 (2単位)	心理実践実習	31702028		臨床心理実習 I（心理実践実習1）	1~	2			
			31702021		臨床心理実習 II		2			
			31702029		臨床心理実習 III（心理実践実習2）		1			
			31702030		臨床心理実習 IV（心理実践実習3）		1			
		心理実践実習	31702031		臨床心理実習 V（心理実践実習4）	2~	1			
			31702032		臨床心理実習 VI（心理実践実習5）		1			
			31702033		臨床心理・学外実習 I（心理実践実習6）		2			
			31702034		臨床心理・学外実習 II（心理実践実習7）		2			
甲類（演習）	/	臨床心理学体系論演習 I	31702015	臨床心理学体系論演習 I	1~	1				
			31702016	臨床心理学体系論演習 II		1				
			31702017	臨床心理学体系論演習 III		2~	1			
			31702018	臨床心理学体系論演習 IV			1			
乙類		選択必修	/	A群	31702551	臨床心理学研究法特論	1~	2		
				A群	31702552	心理学研究法特論		2		
				B群	31702553	認知心理学特論		2		
				B群	31702557	生理心理学特論		2		
	E群			31702563	心理療法特論 II	2				
	E群			31702564	心理療法特論 III	2				
	E群			31702565	臨床心理地域援助特論	2				
	C群			31702566	実験社会心理学特論	2				
	B群			31702567	学習心理学特論	2				
	B群			31702568	感情心理学特論	2				
	B群			31702569	臨床パーソナリティ特論	2				
	B群			31702570	発達心理学特論	2				
	B群			31702571	教育心理学特論	2				
	B群			31702572	学校心理学特論	2				
	C群			31702573	臨床社会心理学特論	2				
	D群			31702575	精神病理学特論	2				
	C群			31702578	リスク心理学特論	2				
	B群			教育分野に関する理論と支援の展開	31702579	学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）		2		
	C群			家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	31702580	家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）		2		
	D群			福祉分野に関する理論と支援の展開	31702581	バリアフリーの心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）		2		
	C群			司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	31702582	犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）		2		
	-				31702583	心理学特論		2		
	-			心理支援に関する理論と実践	31702584	心理療法特論 I（心理支援に関する理論と実践）		2		
	D群			保健医療分野に関する理論と支援の展開	31702585	保健医療分野に関する理論と支援の展開		2		
-	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	31702586	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2						
-	心の健康教育に関する理論と実践	31702587	心の健康教育に関する理論と実践	2						
修士論文			31701099	論文	2~	0				

修了要件	甲類科目	講義10単位+実習16単位+演習6単位，計：32単位を必修すること。
	乙類科目	指導教員の指示のもと，10単位以上を履修すること
	修士論文	甲類・乙類より必要単位を修得（登録）し，修了見込み状態で修士論文提出，合格すること。
臨床心理士	必修科目	必修科目から5科目16単位を修得すること。
	選択必修科目	A, B, C, D, E群からそれぞれ2単位以上，計10単位以上を修得すること。
	修士論文	修士論文のテーマと内容が臨床心理学に関するものであること。
	課程修了	当該指定修士課程を修了すること。
公認心理師	大学院における 必要な科目	公認心理師法で定められた科目をすべて履修のうえ，修了することで，受験資格要件の「大学院において施行規則第2条で定める科目を履修」を満たすことができる。ただし，受験資格があるかどうかは「大学における必要な科目」を全て履修し，卒業していること（「4年制大学における要件」を満たしていること）が前提条件となる。
	課程修了	

心理学研究科心理学専攻

博士課程（後期課程） 履修の手引き

博士課程・後期課程

履修の手引き

【 1 】 修業年限と在学可能年限

後期課程の標準修業年限は3年です。6年を超えて在学することはできません。

【 2 】 課程修了の要件

博士学位を取得するためには、次の要件を満たさなければなりません。

- (1) 博士課程に5年（博士課程・前期課程または修士課程を修了した学生は、当該課程の2年の在学期間を含む）以上在学する。
- (2) 必要な研究指導を受けたうえで、博士学位論文を提出する。
- (3) 博士学位論文を中心とし、これに関連ある分野について行われる試験に合格する。
- (4) 課程修了の認定では、その研究に必要な外国語によく通じている必要がある。
- (5) 以下の科目履修方法に従う。
 1. 研究指導科目から12単位修得する。
 2. プロジェクト科目から4単位修得する。

【 3 】 学位論文審査および課程修了の認定

博士学位論文は、在学期間中に提出して審査を受けます。次ページの「後期課程入学から博士学位取得までのプロセス」および研究科の指示に従ってください。課程修了の認定は、研究科長会において行い、学位は学位授与式の日付で授与されます。在学中に博士学位論文を提出できない場合は指導教員に相談してください。

【 4 】 学位の名称

後期課程修了の認定を受けた大学院生に授与される学位は「博士（心理学）」です。学位は、「博士（心理学）（同志社大学）」のように表記してください。

【 5 】 後期課程入学から博士学位取得までの全体のプロセス

博士学位を取得するためのプロセスは次のとおりです。これを目安とし、ガイダンスに従って、各自の研究計画を組み立ててください。

研究指導、論文作成指導および論文審査は、博士課程・後期課程研究指導委員会、博士学位論文作成指導委員会および博士学位論文審査委員会がそれぞれあたります。これらの委員会は心理学研究科委員会のもとに設置され、それぞれ指導教員と副指導教員で構成されています(博士学位論文審査委員会の場合は主査と副査)。

第1年次	年度始め	<ul style="list-style-type: none"> 出願時の書類をもとに研究指導教員・副指導教員を決定(心理学研究科委員会)
	各学期中	<ul style="list-style-type: none"> 研究指導科目の履修(心理学特殊研究) 研究成果の公表(論文発表、学会発表など)
	年度末	<ul style="list-style-type: none"> 後期課程研究成果報告会での発表
第2年次	年度始め	<ul style="list-style-type: none"> 「博士課程(後期課程)研究計画書」の提出
	各学期中	<ul style="list-style-type: none"> 研究指導科目の履修(心理学特殊研究、プロジェクト特別演習*) *プロジェクト特別演習では研究発表が必要 研究成果の公表(論文発表、学会発表など)
	2月1日まで(原則)	<ul style="list-style-type: none"> 博士学位論文執筆資格審査申請(指導教員と要相談)
	年度末	<ul style="list-style-type: none"> 後期課程研究成果報告会での発表 博士学位論文執筆資格審査(心理学研究科委員会で判定)
第3年次以上	年度始め	<ul style="list-style-type: none"> 「博士学位論文作成計画書」の提出 論文作成指導教員・副指導教員の決定(心理学研究科委員会)
	各学期中	<ul style="list-style-type: none"> 研究指導科目の履修(心理学特殊研究) 研究成果の公表(論文発表、学会発表など)
	7月頃から9月末まで	<ul style="list-style-type: none"> 予備審査用博士論文提出申請(指導教員と要相談) 予備審査用博士論文*3部および論文要旨3部を教務センター(心理学研究科)に提出 *正式な製本は不要で、バインダー等の簡易装丁でよい *体裁は指導教員の指示に従う *予備審査用博士論文を提出できない場合、副指導教員と面談し、論文の執筆状況を報告する 博士学位論文執筆資格審査申請(原則9月1日まで:執筆資格審査未受審者) 博士学位論文執筆資格審査(執筆資格審査未受審者)
	11月末まで	<ul style="list-style-type: none"> 博士学位論文提出条件の充足 博士学位論文提出(仮製本済みの博士論文3部を教務センター(心理学研究科)に提出)
	年度末	<ul style="list-style-type: none"> 後期課程研究成果報告会での発表(博士学位論文未提出者) 博士学位論文執筆資格審査申請(原則2月1日まで:執筆資格審査未受審者) 博士学位論文執筆資格審査(執筆資格審査未受審者) 3月末までに予備審査用博士論文を提出できない場合、副指導教員と面談し、論文の執筆状況を報告する

【 6 】 博士学位論文審査のプロセス

先の【5】の表にもありますが、理解のためにここでは博士学位論文審査プロセスに特化した詳細な内容をお知らせします。後期課程3年次3月に学位授与される通常ケースでは、次のようになります。

2年次2月1日	・博士学位論文執筆資格審査願の提出〆切
2年次2月頃	・博士学位論文執筆資格審査の実施 → 合格が必要
ここから3年次	
7月末までに	・博士学位論文予備審査論文提出願の提出
9月末までに	・予備審査用博士論文（簡易装丁でよい・3部）および論文要旨（3部）の提出 ・論文審査委員会の設置（主査・副査）
10月末頃	・予備審査用博士論文の査読実施および予備審査
11月末までに	・博士学位論文提出条件の充足（必要な学術業績等の充足） ・博士学位論文（仮製本済・3部）の提出
12月末頃	・公聴会実施 ・博士学位論文の査読、および総合試験
翌年1～3月頃	・博士学位論文総合審査（心理学研究科委員会、研究科長会）
翌年3月下旬	・学位授与式

※ なお、後期課程に3年を超えて在学後に学位を取得する場合は、後掲の「博士学位論文作成パターン」の表を参照してください。

【 7 】 後期課程研究成果報告会

後期課程の大学院生は、心理学研究科が例年2月に主催する後期課程研究成果報告会で、年度始めに提出した博士学位論文作成計画書をもとに研究の進捗状況と今後の予定を報告することが義務づけられています。執筆資格審査での発表を複数の教員が評価し、奨学金受給の可否などについて判断する材料とします。

【 8 】 博士学位論文執筆資格審査の申請と実施

後期課程で2年間修学し（あるいは見込みであり）、かつ以下の博士学位論文執筆資格審査受審基準(1)～(3)のいずれかを満たした者に対し、当大学院生からの申請に基づき博士学位論文執筆資格審査を行います。この資格審査の基準には前期課程からの論文や研究発表を含みます。なお、2年間の修学には休学期間を含みません。

博士学位論文執筆資格審査での報告をもとに、論文作成指導委員会で博士学位論文執筆資格の有無を審査し、心理学研究科委員会が合否の判定を行います。また、後期課程で2年間を超えて修学後に本資格審査を受審する場合は、9月にも審査の機会があります。

この資格審査申請には、所定の博士学位論文執筆資格審査願の提出が必要です。原則として、審査願いは3月末までに審査を受ける場合は2月1日までに、9月末までに審査を受ける場合は9月1日までに、それぞれ指導教員と相談のうえ大学院専攻教務主任に提出してください。その他の場合は大学院専攻教務主任に相談を要します。

<<博士學位論文執筆資格審査受審基準>>

- (1) 審査論文 2 本 *
- (2) 審査論文 1 本と紀要論文あるいはプレプリント 1 本 *
- (3) 審査論文 1 本と国際学会発表 1 回 * **

*審査論文は未公刊であっても、当該ジャーナルの編集委員長（または編集委員会）等から正式な掲載許可（受理連絡）が得られているものを含みます。

*基準を満たす上では、審査論文の掲載ジャーナルは心理学の専門誌でなくても、内容が心理学であれば良いものとします。

*審査論文の掲載ジャーナルについては、基準を満たさないものもあるので、下記<<審査論文のジャーナル基準>>を参照し、投稿前に指導教員とよく相談してください。

*プレプリントは DOI が付与されたものに限ります。

*プレプリントが審査論文として受理された後には審査論文としてカウントし、プレプリントとしてのカウントからは除外します。

**国際学会発表のデータは審査論文と同じものでも可とします。

**ビデオジャーナルへの掲載は国際学会発表と同じ扱いとします。

<<審査論文のジャーナル基準>>

(1) 国内ジャーナル

1. 日本学術会議協力学術研究団体が発行するジャーナルであれば基準をクリアしているものとします。 参考 HP <http://www.scj.go.jp/ja/group/dantai/index.html>
2. それ以外の団体が発行しているジャーナルに投稿しようとする場合は、必ず投稿前に指導教員と相談し、指導教員から教学問題検討委員会に相談してください。

(2) 海外ジャーナル

1. 基本的な方針としては、Web of Science Core Collection（下記 URL）から当該ジャーナルを検索し、登録されていることとします。* ** <https://mjl.clarivate.com/home>
2. 当該ジャーナルが 1. のサイトに登録されていない場合は、博士学位論文の構成論文として認められないことがあるため、必ず投稿前に指導教員と相談し、指導教員から教学問題検討委員会に相談してください。

* 博士論文執筆資格審査願提出時には、1. のサイトに登録されていることが分かる資料（検索結果のスクリーンショット）の提出を求めます。

** 2021 年度春学期まで運用していた、インパクトファクター (IF) 値がジャーナルサイトに掲載されていれば良いというルールは 2021 年度秋学期から廃止しました。

【 9 】 博士学位論文予備審査の申請と実施

博士学位論文執筆資格審査に合格後、博士学位論文の執筆が始まります。そして、【6】に記載したように、通常なら博士論文予備審査用論文提出願を予備審査用論文提出の 2 ヶ月前までに大学院専攻教務主任に提出し、9 月末までに博士学位論文予備審査用論文を書き上げて提出することになります。そして、約 1 ヶ月程度の査読期間の後、予備審査が実施されます。

【 10 】 博士学位論文提出における学術業績条件

博士学位論文を提出するためには、先の【8】で記した博士学位論文執筆資格審査に合格するとともに、次に定める条件(1)～(3)のいずれかを満たしていなければなりません。これはそれぞれ前期課程からの論文や研究発表を含みます。

<<博士学位論文提出における学術業績条件>>

- (1) 審査論文 3 本 *
- (2) 審査論文 2 本と紀要論文あるいはプレプリント 1 本 *
- (3) 審査論文 2 本と国際学会発表 1 回 * **

*審査論文は未公開であっても、当該ジャーナルの編集委員長（または編集委員会）等から正式な掲載許可（受理連絡）が得られているものを含みます。

*条件を満たす上では、審査論文の掲載ジャーナルは心理学の専門誌でなくても、内容が心理学であれば良いものとします。

*審査論文の掲載ジャーナルについては、基準を満たさないものもあるので、【8】に記した<<審査論文のジャーナル基準>>を参照し、投稿前に指導教員とよく相談してください。

*プレプリントの基準・扱いについては博士学位論文執筆資格審査受審基準の注に準じます。

**国際学会発表のデータは審査論文と同じものでも可とします。

**ビデオジャーナルへの掲載は国際学会発表と同じ扱いとします。

博士学位論文には共同研究プロジェクトの成果を盛り込むことが望ましいとされます。その内容については指導教員と相談してください。ただし、共同研究プロジェクトの成果を盛り込むことは義務ではありません。また、博士学位論文提出者は、博士学位論文の研究内容について主査および副査の立ち会いのもとに、【6】で記すとおり公開の場で発表（公聴会）を行う必要があります。

【 11 】 心理学研究科 博士学位論文 審査基準

(1) 国内外の関連研究に関する文献研究を系統的かつ網羅的に実施しているか。
(2) 学位論文で扱う問題の意義および独自性が説得力をもって示されているか。
(3) 研究で得られた知見が学界において重要であると認められるか、あるいは社会への大きな貢献が期待できるか。
(4) 研究方法是科学的な心理学研究として妥当か。
(5) 研究方法是専門家として認められる水準にあるか。
(6) 分析方法は適切か。
(7) 研究の量は博士論文として十分か。
(8) 客観的なデータに基づき論理的で適切な考察がなされているか。
(9) 研究それぞれの関係が十分に吟味されているか。
(10) 必要な倫理的配慮を行っているか。

博士学位論文作成パターン

用語説明

「予備審査」 … 博士学位論文予備審査
 「資格審査」 … 博士学位論文執筆資格審査

「研究科委員会」 … 心理学研究科内の博士学位論文本審査
 「研究科長会」 … 大学院学則第4章第9条に基づく総合審査

在学中に学位論文を提出する場合 (D3の3月末学位授与、あるいはD4以降科目登録して在学の場合)		～までに ↓	3年以上在学し、学位論文提出後に退学、もしくは 科目登録せず在籍料を納入して在籍する場合	
3月学位授与希望者 (p. 26【3】(1)1.に該当)	9月学位授与希望者 (p. 26【3】(1)2.に該当)		3月学位授与希望者 (p. 26【3】(2)および(4)に該当)	9月学位授与希望者 (p. 26【3】(2)および(4)に該当)
	・執筆資格審査願いの提出(9/1) ・資格審査→合格 ・博士学位論文執筆開始	9月末		
		10月末		
		11月末	・予備審査願いの提出	
		12月末		
	・予備審査願いの提出	1月末	・予備審査用論文の提出	
・執筆資格審査願いの提出 (原則2月1日まで)		2月末	・予備審査用論文の査読	
・資格審査→合格 ・博士学位論文執筆開始	・予備審査用論文の提出	3月末	・博士学位論文提出条件の充足 ・博士学位論文提出 ・退学(退学者のみ)	
	・予備審査用論文の査読	4月末		
	・博士学位論文提出条件の充足 ・博士学位論文提出	5月末		・予備審査願いの提出
	・公聴会実施 ・博士学位論文査読・総合試験 ・博士学位論文審査終了	6月末	・公聴会実施 ・博士学位論文査読・総合試験 ・博士学位論文審査終了	
・予備審査願いの提出	・研究科委員会	7月末	・研究科委員会	・予備審査用論文の提出
		8月末		・予備審査用論文の査読
・予備審査用論文の提出	・研究科長会(総合審査合格) ・学位授与	9月末	・研究科長会(総合審査合格)	・博士学位論文提出条件の充足 ・博士学位論文提出 ・退学(退学者のみ)
・予備審査用論文の査読		10月末		
・博士学位論文提出条件の充足 ・博士学位論文提出		11月末		
・公聴会実施 ・博士学位論文査読・総合試験 ・博士学位論文審査終了		12月末		・公聴会実施 ・博士学位論文査読・総合試験 ・博士学位論文審査終了
・研究科委員会		1月末		・研究科委員会
		2月末		
・研究科長会(総合審査合格) ・学位授与		3月末		・研究科長会(総合審査合格)

注: 9月末もしくは3月末の研究科長会で総合審査に合格すれば、課程修了が認定され「博士(心理学)(同志社大学)」の学位が授与される。ただし、学位授与日(課程修了日)は論文提出日に遡る。

2025年度 心理学研究科 博士学位論文提出要領（課程博士）

【 1 】 使用ソフトと言語

原則としてMicrosoft Word等のワープロを使用し、縦A4判横書きとします。使用言語は日本語のほか英語も可で、その他詳細については指導教員の指示を受けてください。

【 2 】 提出方法

所定の書類とともに、所定の提出期日までに教務センター（心理学研究科）に提出してください。後掲「【4】提出物」の「(1) 博士学位論文提出について」も参照してください。

【 3 】 提出期日（厳守）（前掲の博士学位論文作成パターン表も参照すること）

(1) 在学中に博士学位論文を提出し、審査を受ける場合

1. 在学中の秋学期学位授与日（3月の修了式日）に学位授与されるケース
→ 11月末まで（「予備審査用」論文の提出は9月末まで）
2. 在学中の春学期学位授与日（9月の修了式日）に学位授与されるケース
→ 5月末まで（「予備審査用」論文の提出は3月末まで）

(2) 3年以上在学し、博士学位論文提出後に退学する場合

- 当該学期末まで（「予備審査用」論文の提出は退学日の2ヶ月前まで）
なお、学位授与日は退学日に遡る。

(3) 3年以上在学した後退学し、博士学位論文を提出する場合

- 課程博士としての学位論文提出は認められません。

(4) 博士学位論文提出後も在籍する場合 *

標準修業年限3年在学し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた者が対象。

- 博士学位論文を提出し、論文審査のために在籍する場合については、論文審査在籍料を納入することで、一連の論文審査が終わるまでの半年間または1年間在籍することができます。
- ただし、在学可能期間が半年または1年以上残っている必要があります。
- 論文審査在籍料を納入して在籍する間は、大学院および学部の科目履修はできません。
- 当該年度の始めに、教務センター（心理学研究科）において博士学位論文が受理されていることが必要です。

*この制度を利用する場合は、必ず事前に指導教員および教務センター（心理学研究科）に相談してください。

(5) 期日に関する注意事項

ここで言う提出期日とは、次の【4】に示す、博士学位論文を含む書類一式を教務センター（心理学研究科）に提出する日を指します。提出はいつでも教務センター（心理学研究科）窓口取扱時間内（平日の9:00から17:00、ただし11:30から12:30を除く）とします。特に月末の土曜・休日等に留意してください。例えば、30日が土曜日、31日が日曜日となる月の提出期日は、29日（金）となります。

【 4 】 提出物

(1) 博士学位論文提出について

1. 提出書類および部数（*の様式は電子データで配付します）

- | | | |
|-------------------|---------|----|
| ① 論文（参考論文も含む） | | 3通 |
| ② 論文要旨（4,000字以内） | （様式所定）* | 3通 |
| ③ 学位論文審査願 | （様式所定）* | 2通 |
| ④ 履歴書 | （様式所定）* | 2通 |
| ⑤ 研究業績一覧表 | （様式所定）* | 2通 |
| ⑥ 論文目録 | （様式所定）* | 2通 |
| ⑦ 写真（所定の台紙に貼付） | | 1葉 |
| ⑧ 製本代（14,190円）の納入 | | |

証明書等自動発行機で「心理学研究科博論製本代」14,190円を納入し、その際に発行された納入済証を提出してください（製本代は変更される場合があります）。また、博士学位論文提出時は、必ず仮製本されたものを提出してください。バインダー等の簡易装丁は認められません。

⑨ 論文のPDFファイル

別途、学位論文のPDFファイルを指示されたWEBDISKに提出してください。

2. 提出方法

上記書類に所定の審査料領収証の写しを添え、教務センター（心理学研究科）に提出してください。

【 5 】 注意事項

(1) 提出までのプロセス

博士学位論文を提出するためには、まず在学中に博士学位論文執筆資格審査に合格し、続いて「予備審査用」論文を提出して査読を受ける必要があります。それに加えて、博士学位論文提出時において、その提出条件を満たしている必要があります（前述の後期課程履修の手引き、【6】【10】を参照）。

(2) 予備審査に関する注意事項

1. 博士学位論文提出予定者は、「予備審査用」論文3部および論文要旨3部を該当の期日までに教務センター（心理学研究科）に提出してください。加えて、指示されたWEBDISKに予備審査用論文のPDFファイルを提出してください。
2. 予備審査用論文は、バインダー等の簡易装丁でかまいません。
3. 提出時間は教務センター（心理学研究科）窓口取扱時間内（平日の9:00から17:00、ただし11:30から12:30を除く）とします。特に月末の土曜・休日等に留意してください。
例えば、30日が土曜日、31日が日曜日となる月の提出期日は、29日（金）となります。

(3) 再予備審査について

博士学位論文の予備審査の査読を受けた後、期限内（予備審査を受けた月の翌月末）に博士学位論文が提出できず、さらにその後6ヶ月以内に博士学位論文を提出できない場合は、再度予備審査を受け直す必要があります。不明な点がある場合は、大学院専攻教務主任に問い合わせてください。理解のために、例を挙げます。

例：在学中に論文を提出し、3月に学位授与予定である場合

9月末まで：予備審査用論文の提出

10月末まで：予備審査用論文の査読

11月末：本来の博士学位論文提出期限 → 翌年3月に学位授与（博士学位論文審査合格の場合）

翌年5月末：延長された博士学位論文提出期限 → 同年9月に学位授与（博士学位論文審査合格の場合）

※ これ以降に博士学位論文を提出する場合は再度予備審査を受ける必要があります。

【 6 】 その他

以下は博士学位論文について別に定められていて、毎年大学院生に向けて連絡している内容です。これらも適用されるのでよく読んで従ってください。後期課程の履修の手引き内容と重複するところがありますが、重要なので以下にこれらの内容を記しておきます。

(1) 博士学位論文提出資格と2つのコースについて

1. 博士学位論文の提出資格

以下の3つのうち、いずれかを満たしていなければなりません。

① 審査論文3本

② 審査論文2本＋紀要論文あるいはプレプリント1本

③ 審査論文2本＋国際学会発表1回

- ・ 審査論文は未公刊であっても、当該ジャーナルの編集委員長（または編集委員会）等から正式な掲載許可（受理連絡）が得られているものを含みます。
- ・ 提出資格を満たす上では、審査論文の掲載ジャーナルは心理学の専門誌でなくて

も、内容が心理学であれば良いこととします。ただし、心理学の標準的な執筆形式から逸脱している場合は、後述のAコースであれば適切な補足、Bコースであれば適切な編集が必要になります。

- ・ 審査論文の掲載ジャーナルについては、基準を満たさないものもあるので、後期課程の履修の手引き【8】に記した<<審査論文のジャーナル基準>>を参照してください。
- ・ 国際学会発表のデータは審査論文と同じものでも可とします。
- ・ ビデオジャーナルへの掲載は国際学会発表と同じ扱いとします。

2.1 博士学位論文の2つのコース

博士学位論文の内容には、次に示す2つのコースが設定されています。どちらのコースで提出してもかまいませんが、予備審査と博士学位論文審査は、同一のコースの体裁で審査を受ける必要があります。もしコース変更をする場合は、予備審査から受け直すこととなります。

Aコース：上記提出資格①を満たすもの。ただし、3本の審査論文の掲載許可が予備審査用論文提出〆切の1ヶ月前までに出ていなければなりません。Aコースのポイントは次の通りです。

- ※ 10,000字程度のOVERVIEWの後に、審査論文3本を付ける。
- ※ OVERVIEWでは専門分野のREVIEW、3本の論文関係の解説、3本の論文概説、結論を述べる。
- ※ 3本の審査論文の内容は変更しなくてよい（著者版最終原稿を用いる）。
- ※ 3本の審査論文の内容そのものに補足が必要な場合（例えば、手続きの詳述や新しい分析の追加が必要な場合など）は、OVERVIEWとは別に各論文に適切な補足を付ける。

Bコース：上記提出資格②あるいは③を満たすもの（①の場合も可）。Bコースのポイントは次の通りです。

- ※ 2本の審査論文の内容も博士学位論文向けに編集する（編集する必要がなければ、そのまま流し込んでも可）。
- ※ 英文で執筆した論文がある場合、和文・英文の混在を可とする。
- ※ 分量は80,000字程度。

2.2 共同研究プロジェクトの成果の扱い

博士学位論文には共同研究プロジェクトの成果を盛り込むことが望ましいのですが、これは義務ではありません。

(2) 博士学位論文の公表について

博士学位を授与された者は、学位授与日から1年以内に当該博士の学位授与に係る論文の全文をインターネット上に公表する必要がありますので、以下の書類を提出してください。

<博士学位論文公表に係る提出物>

- ① 同志社大学博士論文のインターネット公開同意書（様式所定） 1部
- ② 学術リポジトリ内容記述シート（様式所定） 電子データ

ただし、著作権保護、個人情報保護等のやむを得ない事情があると研究科委員会で認められた場合は、論文全文に代えて以下の要領で作成した要約を公表することが可能です。

<体裁>

- 1. 要約と本文の言語は一致させてください。ただし、本文が和文・英文混在している場合はいずれかを選択できます。和文の場合は4,000字以内、英文の場合は1,400ワード以内とします。

<構成項目>

- 1. 論文題目
- 2. 各章要約
課題設定、方法論、実験・解析、考察などにより当該学位論文の概要として結論に至るまでの内容
- 3. 要約の中で示された引用文献

心理学研究科

心理学専攻

[2018年度以降生]

は今年度休講科目

履修年次▶		1~				2~				3~				開講情報▼			
科目区分	開講期間	登録コード		科目名	単位	登録コード		科目名	単位	登録コード		科目名	単位	担当者	開講校地	週時間	備考
		科目コード	クラス			科目コード	クラス			科目コード	クラス						
研究指導科目	春学期	41701131	心理学特殊研究(1)	2	41701133	心理学特殊研究(3)	2	41701135	心理学特殊研究(5)	2	001	心理学特殊研究(5)	2	青山 謙二郎	田	集中	
											002			内山 伊知郎	田	集中	
											003			神山 貴弥	田	集中	
											004						
											005			杉若 弘子	田	集中	
											006			竹原 卓真	田	集中	
											007			田中 あゆみ	田	集中	
											008			中谷内 一也	田	集中	
											009			畑 敏道	田	集中	
											010			武藤 崇	田	集中	
											011						
											012			石川 信一	田	集中	
	秋学期	41701132	心理学特殊研究(2)	2	41701134	心理学特殊研究(4)	2	41701136	心理学特殊研究(6)	2	001	心理学特殊研究(6)	2	内山 伊知郎	田	集中	
											002			神山 貴弥	田	集中	
											003						
											004						
											005			杉若 弘子	田	集中	
											006			竹原 卓真	田	集中	
											007			田中 あゆみ	田	集中	
											008			中谷内 一也	田	集中	
											009			畑 敏道	田	集中	
											010			武藤 崇	田	集中	
											011						
											012			石川 信一	田	集中	
プロジェクト科目	春学期	41701141	プロジェクト特別演習(1)	2	41701141	プロジェクト特別演習(1)	2	41701141	プロジェクト特別演習(1)	2	001	プロジェクト特別演習(1)	2	青山 謙二郎	田	集中	
											002			内山 伊知郎	田	集中	
											003			神山 貴弥	田	集中	
											004						
											005			杉若 弘子	田	集中	
											006			竹原 卓真	田	集中	
											007			田中 あゆみ	田	集中	
											008			中谷内 一也	田	集中	
											009			畑 敏道	田	集中	
											010			武藤 崇	田	集中	
											011						
											012			石川 信一	田	集中	
	秋学期	41701142	プロジェクト特別演習(2)	2	41701142	プロジェクト特別演習(2)	2	41701142	プロジェクト特別演習(2)	2	001	プロジェクト特別演習(2)	2	内山 伊知郎	田	集中	
											002			神山 貴弥	田	集中	
											003						
											004						
											005			杉若 弘子	田	集中	
											006			竹原 卓真	田	集中	
											007			田中 あゆみ	田	集中	
											008			中谷内 一也	田	集中	
											009			畑 敏道	田	集中	
											010			武藤 崇	田	集中	
											011						
											012			石川 信一	田	集中	
博士論文																	

- 【修了要件および履修方法】**
- ①博士課程に5年【博士課程(前期課程)または修士課程を修了した学生は、当該課程の2年の在籍期間を含む】以上、在学していること
 - ②研究指導科目から12単位修得すること
 - ③プロジェクト科目から4単位修得すること
 - ④博士論文を提出し、これに関連しておこなわれる試験に合格すること
 - ⑤研究に必要な外国語によく通じていること
- ※博士論文提出にあたっては、「心理学研究科 履修の手引き」を参照のこと

2025年度 心理学研究科 長期履修学生制度について

I. 長期履修学生制度とは

前期課程の標準修業年限である2年間もしくは後期課程の標準修業年限である3年間では大学院の教育課程の履修が、II. で示す事由によって困難な者に限り、最長6年間で計画的に教育課程を履修し、修了する制度である。ただし、外国人留学生（在留資格「留学」を有する者）については、長期履修学生制度に申請することはできない。

II. 申請書類

1. 「長期履修申請書」（研究科所定様式）
2. 制度適用対象者を証明する書類（以下、参照）

事由	証明書
職業を有する者（正規社員、非正規社員を問わず、週28時間以上就労している者）	「就労証明書」
恒常的に家事に従事している者（専業主婦等）	「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の写し
恒常的に育児に従事している者（小学校未就学の子を養育している場合）	「母子健康手帳」の写しもしくは「在園証明書」
恒常的に介護に従事している者（配偶者、二親等以内の親族を介護している場合）	①「要介護者との関係（続柄）を証明する書類」（戸籍抄本等） ②要介護者の「要介護認定結果通知書」の写し
身体の障がいまたは疾病を有する者	「身体障害者手帳」の写しもしくは「医師の診断書」

III. 申請方法（2025年度申請・2026年度適用分）

II. で示した申請書類を指導教員の事前承認を得た上で、以下のとおり提出すること。

■申請期日：2026年1月30日（金）17:00まで

■申請場所：京田辺キャンパス 教務センター（心理学研究科）【成心館1階】

※申請期日を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受理しない。

なお、一度承認された長期履修期間については、これの延長は一切認めない。一度承認された長期履修期間を短縮する場合の取り扱いは、IV. で示す。

IV. 長期履修承認後の短縮申請

修了見込前年度に限り、一度だけ短縮申請を受け付ける。長期履修期間を短縮した場合、修了年度に、長期履修学生として在学した場合に支払う予定であった授業料と実験実習料の残額を徴収する。

【申請書類】「長期履修短縮申請書」（研究科所定様式）

【申請方法】III. で示した申請方法のとおり「長期履修短縮申請書」を提出する。

V. その他重要事項

■長期履修期間終了後に在学する場合

- ・認められた期間を超えて在籍する場合の学費は、標準修業年限における最終年次の学費を適用する。

■長期履修期間中に休学する場合

- ・休学中は、一般学生と同額の休学在籍料を徴収する。

■学費の取り扱い

- ・教育充実費は、標準修業年限を超えた学期以降、標準修業年限における最終年次の教育充実費の2分の1とする。
- ・長期履修学生として定められた学費を完納していれば、退学時に一般学生として在籍した場合の学費差額を徴収することはしない。
- ・退学及び除籍後、再入学する場合は本人から申請が無い限り長期履修学生として扱い、修業年限、在学年限は当初認められた期間から退学前の在学期間を減じた期間とする。ただし、学費については退学または除籍時の収納状況を引き継ぎ、再入学した年次の学費を元に再計算する。
- ・学費の延納及び分納は一般学生と同様に認める。

以上

心理学研究科心理学専攻

学則・一般内規・学年歴等

同志社大学学位規程

(2020年4月1日改正)

この規程は、学校教育法第104条及び学位規則（昭和28年文部省令第9号）に準拠して制定したものである。

(学位の授与)

第1条 同志社大学学位は、この規程に基づきこれを授与する。学位は、博士、修士、専門職及び学士とする。

(博士の学位)

第2条 博士の学位に付記する専攻分野の名称及び英文学位の名称は、次のとおりとする。

専攻分野の名称	英文学位の名称
神学	Doctor of Theology
一神教研究	Doctor of Philosophy in Monotheistic Studies
哲学	Doctor of Philosophy
英文学	Doctor of Philosophy in English Literature
英語学	Doctor of Philosophy in English Linguistics
文化史学	Doctor of Philosophy in History
国文学	Doctor of Philosophy in Japanese Literature
芸術学	Doctor of Philosophy in Art Theory
社会福祉学	Doctor of Philosophy in Social Welfare
メディア学	Doctor of Philosophy in Media Studies
教育文化学	Doctor of Philosophy in Education and Culture
社会学	Doctor of Philosophy in Sociology
産業関係学	Doctor of Philosophy in Industrial Relations
政治学	Doctor of Political Science
法学	Doctor of Laws
経済学	Doctor of Economics
商学	Doctor of Philosophy in Commerce
政策科学	Doctor of Philosophy in Policy and Management
ソーシャル・イノベーション	Doctor of Philosophy in Social Innovation
文化情報学	Doctor of Culture and Information Science
工学	Doctor of Philosophy in Engineering
理学	Doctor of Philosophy in Science
スポーツ健康科学	Doctor of Philosophy in Health and Sports Science
心理学	Doctor of Philosophy in Psychology
アメリカ研究	Doctor of Philosophy in American Studies
現代アジア研究	Doctor of Philosophy in Contemporary Asian Studies
グローバル社会研究	Doctor of Philosophy in Global Society Studies
技術・革新的経営	Doctor of Philosophy in Technology and Innovative Management
学術	Doctor of Arts

(博士の学位授与の要件)

第3条 博士の学位は、大学院の博士課程を修了した者に授与するものとする。
2 大学院の課程を経ない者であっても、所定の博士論文の審査に合格し、かつ本条第1項に該当する者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与するものとする。

(修士の学位)

第4条 修士の学位に付記する専攻分野の名称及び英文学位の名称は、次のとおりとする。

専攻分野の名称	英文学位の名称
神学	Master of Arts in Theology
一神教研究	Master of Arts in Monotheistic Studies
哲学	Master of Arts in Philosophy
英文学	Master of Arts in English Literature
英語学	Master of Arts in English Linguistics
文化史学	Master of Arts in History
国文学	Master of Arts in Japanese Literature
美学	Master of Arts in Aesthetics
芸術学	Master of Arts in Art Theory
社会福祉学	Master of Social Welfare
メディア学	Master of Arts in Media Studies
教育文化学	Master of Arts in Education and Culture
社会学	Master of Arts in Sociology
産業関係学	Master of Arts in Industrial Relations
政治学	Master of Political Science
比較政治学	Master of Arts in Comparative Political Studies
法学	Master of Laws
経済学	Master of Economics
商学	Master of Commerce
政策科学	Master of Arts in Policy and Management
ソーシャル・イノベーション	Master of Arts in Social Innovation
文化情報学	Master of Culture and Information Science
工学	Master of Science in Engineering
理学	Master of Science
スポーツ健康科学	Master of Health and Sports Science
心理学	Master of Arts in Psychology
アメリカ研究	Master of Arts in American Studies
現代アジア研究	Master of Arts in Contemporary Asian Studies
グローバル社会研究	Master of Arts in Global Society Studies
経営学	Master of Business Administration
技術・革新的経営	Master of Arts in Technology and Innovative Management
学術	Master of Arts

(修士の学位授与の要件)

第5条 修士の学位は、大学院の博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者に授与するものとする。

(専門職学位)

第5条の2 本学において授与する専門職学位及び英文学位の名称は、次のとおりとする。

学位名	英文学位の名称
法務博士(専門職)	Juris Doctor
ビジネス修士(専門職)	Master of Business Administration

(専門職学位授与の要件)

第5条の3 専門職学位は、大学院の専門職学位課程を修了した者に授与するものとする。

(学士の学位)

第6条 学士の学位に付記する専攻分野の名称及び英文学位の名称は、次のとおりとする。

専攻分野の名称	英文学位の名称
神学	Bachelor of Arts in Theology
英文学	Bachelor of Arts in English
哲学	Bachelor of Arts in Philosophy
美学芸術学	Bachelor of Arts in Aesthetics and Art Theory
文化史学	Bachelor of Arts in History
国文学	Bachelor of Arts in Japanese Literature
社会学	Bachelor of Arts in Sociology
社会福祉学	Bachelor of Social Welfare
メディア学	Bachelor of Media, Journalism and Communications
産業関係学	Bachelor of Industrial Relations
教育文化学	Bachelor of Arts in Education and Culture
法学	Bachelor of Laws
政治学	Bachelor of Political Science
経済学	Bachelor of Economics
商学	Bachelor of Commerce
政策学	Bachelor of Arts in Policy Studies
文化情報学	Bachelor of Culture and Information Science
工学	Bachelor of Engineering
理学	Bachelor of Science
スポーツ健康科学	Bachelor of Health and Sports Science
心理学	Bachelor of Arts in Psychology
グローバル・コミュニケーション学	Bachelor of Global Communications
グローバル地域文化学	Bachelor of Global and Regional Studies
国際教養	B.A. in Liberal Arts

(学士の学位授与の要件)

第7条 学士の学位は、大学を卒業した者に授与するものとする。

(学位論文の審査及び試験)

第8条 第3条第1項及び第2項に関する博士論文の審査及び試験、又は学力の確認並びに第5条に関する修士論文の審査及び試験は、次の手続によって行う。

- (1) 第3条第1項及び第5条に関する学位論文の審査を請求する者は、自著の論文3通に履歴書及び所定の学位論文審査願を添え、研究科教授会又は研究科委員会を通じて学長に提出する。
- (2) 第3条第2項に関する学位論文の審査を請求する者は、自著の論文3通に履歴書及び所定の学位申請書を添え、審査にあたる研究科教授会又は研究科委員会を通じて学長に提出する。学長は、これを受理するとともに、相当する研究科教授会又は研究科委員会に審査及び試験、又は学力の確認を委嘱する。
- (3) 研究科教授会又は研究科委員会は、審査委員3名を選定する。ただし、研究科教授会又は研究科委員会が審査のために必要と認めるときは、博士論文の審査委員を4名又は5名とすることができる。
- (4) 審査委員は互選によって主査委員を定めるものとする。
- (5) 審査委員は、可及的速かに論文の審査をしなければならない。審査にあたって、直接口頭による総合試験、又は面接のうち学力の確認を行う。この試験又は学力の確認は、学位論文を中心とし、これに関連ある分野にわたる総合試験、又は学力の確認の大綱は、審査委員において協議して定める。
- (6) 主査委員は、論文審査及び総合試験、又は学力の確認の要旨、評点を記録し研究科教授会又は研究科委員会に提出し意見を開陳する。
- (7) 研究科教授会及び研究科委員会は、構成員の3分の2以上出席し、その3分の2以上の同意をもって、学位論文の審査及び総合試験、又は学力の確認の結果について可否を決定する。票決は無記名投票とする。
- (8) 学長は研究科教授会又は研究科委員会において合格が判定されたときは、研究科長会の審議に付し、学位授与の可否を決定する。

(学位論文の審査の協力)

第8条の2 前条の学位論文の審査にあたっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(博士の学位審査手数料)

第9条 第3条第2項による博士論文の審査及び学力の確認については、手数料を必要とする。その額は、別表1にこれを定める。

(記録の保存)

第10条 学長は、学位授与に関し、審査及び試験又は学力の確認の経過その他必要事項を記録した記録簿を作成し、これを保存しなければならない。

(学位記)

第11条 学位を授与された者には、所定の学位記をもってこれを証する。

- 2 学位記の様式は、別表2にこれを定める。
- 3 大学院学則第6条の7に定める博士課程教育リーディングプログラムを修了した者の学位記には、当該プログラムを修了した旨付記するものとする。

(博士論文要旨等の公表)

第12条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、インターネット

の利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

- 第13条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を、インターネットの利用により公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでにインターネットの利用により公表したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科教授会又は研究科委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前条及び前2項の規定によるインターネットの利用による公表は、同志社大学学術リポジトリにより行うものとする。

(報告)

- 第14条 博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、別記様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位の名称)

- 第15条 この規程により博士、修士、専門職又は学士の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

(学位授与の取消)

- 第16条 不正の方法により学位を授与された事実の判明したときは、すでに授与した学位を取り消すものとする。
- 2 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったときは、その学位を取り消すことができる。
- 3 第1項の学位の取消し手続きは、別に定める。
- 4 第1項により学位を取消された者の学籍は退学とし、再入学は認めないものとする。
- 5 学位規程第3条第2項により授与された学位を第1項により取消された者は、本学に対して学位論文の審査を請求することはできない。

附 則

- 1 この規程は、2005年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条及び第6条に規定する学位は、2005年度第1年次入学生から適用し、2004年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2006年4月1日から施行する。
- 2 第4条に規定する学位は、2006年度第1年次入学生から適用し、2005年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2007年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条及び第6条に規定する学位は、2007年度第1年次入学生から適用し、2006年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2008年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条及び第6条に規定する学位は、2008年度第1年次入学生から適用し、2007年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2009年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条、第5条及び第6条に規定する学位は、2009年度第1年次入学生から適用し、2008年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2010年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条及び第5条に規定する学位は、2010年度第1年次入学生から適用し、2009年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2011年4月1日から施行する。
- 2 第6条に規定する学位は、2011年度第1年次入学生から適用し、2010年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2012年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条及び第5条に規定する学位は、2012年度第1年次入学生から適用し、2011年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規程は、2013年4月1日から施行する。
- 2 第4条及び第6条に規定する学位は、2013年度第1年次入学生から適用し、2012年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2014年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条、第5条及び第6条に規定する学位は、2014年度第1年次入学生から適用し、2013年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、2020年4月1日から施行する。

別表1 博士の学位審査手数料

博士課程の後期課程において3年以上又は一貫制博士課程において5年以上在学し、所定の研究指導を受けた者で、退学日から3年以内の期間内に学位論文を提出する場合	25,000 円
博士課程の後期課程において3年以上又は一貫制博士課程において5年以上在学し、所定の研究指導を受けた者で、退学日から3年を超える期間経過した後学位論文を提出する場合	150,000 円
学外者で、論文提出による場合	150,000 円
学内教職員で、論文提出による場合	75,000 円

備考 博士課程の後期課程又は一貫制博士課程に在学する者及び在学中に学位論文を提出して退学した者の審査手数料は不要。

別表2 学位記様式 (略)

路線の不通または暴風警報・特別警報発表に伴う 授業・期末試験の実施について

路線が不通の場合や暴風警報、特別警報が発表された場合には、授業および期末試験の実施について以下の措置をとります。

I. 路線が不通の場合

- ・「1. 対象となる路線」の定める条件に合致した場合、発生時の次の講時から授業休講・期末試験中止とします。
- ・開通後は、「2. 開通時刻と授業・期末試験開始講時」により開始講時を決定します。
- ・該当交通機関の事故等による一時的な運転見合わせの場合には、平常どおり授業・期末試験を実施しますのでご注意ください。

1. 対象となる路線

次のイ、ロ、ハのいずれかひとつの条件に合致する場合、発生時の次の講時から授業休講・期末試験中止とします。

[今出川校地]

イ. 京都市営バスおよび地下鉄が同時に全面不通の場合

ロ. 次表の a～d の 2 以上が同時に不通（全面または部分を問わず）の場合

路線		
a	阪急電車	京都河原町～大阪梅田間
b	京阪電車	出町柳～淀屋橋間
c	近鉄電車	京都～大阪難波間（大和西大寺経由）
d	JR	神戸～米原間

[京田辺校地]

イ. 京都市営バスおよび地下鉄が同時に全面不通の場合

ロ. 近鉄電車（京都～大和西大寺間）が全面不通の場合

ハ. 次表の a～e の 2 以上が同時に不通（全面または部分を問わず）の場合

路線		
a	阪急電車	京都河原町～大阪梅田間
b	京阪電車	出町柳～淀屋橋間
c	近鉄電車	京都～大阪難波間（大和西大寺経由）
d	JR	神戸～米原間
e	JR	木津～京橋間

2. 開通時刻と授業・期末試験開始講時

開通後は、次表の通り、開始講時を決定します。

授業・期末試験開始講時（※期末試験の時間帯は、授業時間と異なりますのでご注意ください。）

開通時刻	開始講時
6時30分までに開通	1講時から実施（平常どおり）
10時40分までに開通	3講時から実施
15時55分までに開通	6講時から実施
15時56分時点で不通が継続中	全講時休講

※司法研究科の期末試験開始講時は次表の通りとします。

期末試験開始講時

開通時刻	開始講時
6時30分までに開通	1講時(9時30分)から実施(平常どおり)
10時00分までに開通	2講時(13時00分)から実施
12時30分までに開通	3講時(15時30分)から実施
12時31分以後に開通	全講時実施しない

II. 暴風警報あるいは特別警報発表の場合

- ・「1. 警報発表対象地域」に示す表の府県予報区、一次細分区域、市町村等をまとめた地域、または二次細分区域のいずれかひとつを対象に暴風警報あるいはなんらかの特別警報が発表された場合、発表時の次の講時から、その日の授業・期末試験の実施を中止します。
- ・ただし、発表された時点で、すでに実施中もしくは開始直前の授業・期末試験については、警報の緊急性等を考慮の上で、大学がその中止を判断します。
- ・特別警報が発表された場合、該当地域は非常に危険な状況にあります。特別警報発表地域にいる学生は、各自ただちに命を守る行動をとってください。特別警報の種類は問いません。ただし、特別警報発表時に大学構内にいる学生は、大学の指示に従って行動してください。また自宅や通学中の学生で特別警報が発表された地域にいる場合は、自身の判断により、命を守るために最善と思われる行動をとってください。
- ・警報解除後、危険が回避されたことが確認された場合には、「2. 警報解除時刻と授業・期末試験開始講時」により開始講時を決定します。ただし、状況判断の上、別途指示することがあります。

1. 警報発表対象地域

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
京都府	南部	南丹・京丹波	南丹市、京丹波町
		京都・亀岡	京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町
		山城中部	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
		山城南部	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
大阪府	大阪府	北大阪	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町
		東部大阪	守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市
		大阪市	大阪市
		南河内	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
		泉州	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

2. 警報解除時刻と授業・期末試験開始講時

警報解除後は、次表の通り、開始講時を決定します。

授業・期末試験開始講時（※期末試験の時間帯は、授業時間と異なりますのでご注意ください。）

警報解除時刻	開始講時
6時30分までに解除	1講時から実施（平常どおり）
10時40分までに解除	3講時から実施
15時55分までに解除	6講時から実施
15時56分時点で警報が発表中	全講時休講

※司法研究科の期末試験開始講時は次表の通りとします。

期末試験開始講時

警報解除時刻	開始講時
6時30分までに解除	1講時（9時30分）から実施（平常どおり）
10時00分までに解除	2講時（13時00分）から実施
12時30分までに解除	3講時（15時30分）から実施
12時31分時点で警報が発表中	全講時実施しない。

- Ⅲ. I、Ⅱにかかわらず、授業・期末試験を行うことが困難もしくは危険であると学長が判断した場合、休講・中止とすることがあります。
- Ⅳ. I. に定めた路線において計画運休の確定情報が発表された場合、不通となる路線に応じて、授業の休講、期末試験の中止などの措置をとることがあります。
- Ⅴ. 路線の不通や暴風警報・特別警報の発表、荒天・自然災害などにより、平常どおり授業・期末試験を行うことができない時には、大学HP、同志社大学ポータル、DUET、e-class等を利用して、大学や授業担当者から、必要に応じた連絡を行います。
大学HP、同志社大学ポータル、DUET、e-class等をこまめに確認してください。

以上

大学院一般内規（博士課程・修士課程・専門職学位課程共用）

（2024年4月1日改正）

学年暦

別に定める「学年暦」は、年間の行事を示し、特別の通知・掲示がない限りこのとおり行われる。行事の詳細については、その都度指示する。

学籍番号

- 1 学生には、入学と同時に学籍番号が付与され、在学する期間を通じて変わらない。
- 2 転入学生には、転入学を許可された年次に該当する入学年度を冠した学籍番号が付与される。
- 3 再入学生には、再入学を許可された年次に該当する入学年度を冠した学籍番号が付与される。

学生証

- 1 学生証は、本学の学生であることを証明するもので、常に携帯しなければならない。
- 2 学生証は、課程修了、退学及び除籍の場合は、直ちに返納しなければならない。
- 3 学生証を紛失したときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならない。ただし、別に定める手数料を納入することを要する。
- 4 学生証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

履修科目の登録

- 1 履修する科目は、学年暦に定められた期間に登録しなければならない。ただし、在学留学が認められた場合は、これによらないことがある。
- 2 留学期間中に外国の大学の大学院で取得した単位のうち、「外国の大学に留学する学生の取扱いに関する内規」により当該研究科教授会又は研究科委員会が認定したものは、本学で修得した単位に加算する。
- 3 合格となった科目は、再度登録履修することはできない。ただし、司法研究科については、別に定める取扱いによる。

試験

- 1 学費未納のままでは受験できない。
- 2 未登録の授業科目は、受験できない。
- 3 授業日数の3分の2以上の出席がない場合は、科目担当者の判断によって、受験資格を取り消すことがある。

4 試験には、必ず学生証を持参しなければならない。

5 試験に15分以上遅刻した者は、受験を許さない。また、試験開始後30分経過するまでは退室できない。

修士論文・学位授与式

1 修士論文

- (1) 論文題目は当該研究科の定める期日までに、所定の様式により2通提出すること。これにより論文指導の担当者が決定される。
- (2) 論文の提出期日、論文用紙及び制限枚数は、当該研究科において別に定める。
- (3) 提出部数は3部とし、それぞれに参考文献目録、梗概及び提出者の写真を添付すること。
- (4) 参考文献目録、付図、付表等は論文の制限枚数に算入しない。
- (5) 論文は、大学院において製本・保管する。製本に要する費用は、納入しなければならない。

2 学位授与式

春学期末と秋学期末の2回とし、大学の卒業式と同時に行う。

学業成績

- 1 学業成績は、A+、A、B+、B、C+、C及びFで評価し、C以上の成績を合格とする。ただし、研究科の定めるところにより、特定の授業科目の学業成績は、合格又は不合格で評価することができる。
- 2 成績は、成績原簿に記録される。
- 3 不合格となった科目を再履修し、合格となった場合は、直近の不合格の評価のみ改変される。

届書・願書

届書及び願書には、次のようなものがある。

1 届書

- (1) 改姓（名）届 戸籍抄本添付のこと。
- (2) 性別変更届 戸籍抄本添付のこと。
- (3) 住所変更届

2 願書

- (1) 休学願 理由記載、適宜証明書類添付のこと。
- (2) 退学願 理由記載のこと。
- (3) 再入学願 理由記載のこと。
- (4) 通称名使用願 診断書添付のこと。

- (5) 旧姓名使用願 戸籍抄本等、旧姓名を確認できる証明書類添付のこと。
- (6) 在学留学願 留学する大学の大学院の入学許可書添付のこと。
- (7) 転研究科転専攻願 理由記載のこと。

以上の各種届書及び願書は、所定様式により提出する。必要によっては、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て処理される。なお、教室使用願、物品使用願等は、願い出責任者を明記のうえ、教育支援機構教務部に提出すること。

再入学

- 1 退学日又は除籍日から5年以内に限り、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て、再入学を許可する。
- 2 再入学の時期は、学期の始めとする。
- 3 再入学を許可する研究科・専攻は、退学又は除籍時の研究科・専攻とする。ただし、退学又は除籍時の研究科・専攻が存在しない場合及び学生募集が停止されている場合は、当該学生の再入学願を審議する研究科教授会又は研究科委員会は、学長が指定する。
- 4 再入学を許可する年次、修業年限及び在学年限は、再入学前に在籍していた期間により定める。
- 5 再入学生の教育課程は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同様とする。
- 6 前2項の規定にかかわらず、退学日から3年以内の者で、博士の学位論文の審査を請求するために再入学を許可された者については、再入学後の学籍は退学時のものとする。

転研究科・転専攻

- 1 転研究科及び転専攻は、やむを得ない事情の生じた場合に

限り、関係研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て許可することがある。ただし、課程を変更することは、認めない。

- 2 いったん転研究科・転専攻を許可した学生の再転研究科・転専攻は認めない。
- 3 転研究科・転専攻願書の受付期限は秋学期講義最終日とし、許可決定の時期は、当該年度の終わりとする。

免許資格課程登録料

免許資格課程を登録する者は、次の各号の免許資格課程登録料を納入しなければならない。

- (1) 教職課程 30,000円
- (2) 博物館学芸員課程 10,000円
- (3) 図書館司書課程 10,000円

- 2 免許資格課程登録料の詳細は、別に定める。

教育実習費

教育実習を登録する者は、登録と同時に実習費を納めなければならない。

諸会費

本学が代理徴収を行う学会及び卒業生団体の諸会費は、所定期日までに納入しなければならない。

教員免許状

中学校教諭、高等学校教諭等の教育職員免許状を得ようとする者は、所定の教職課程科目の単位を修得しなければならない。

附則

この内規は2024年4月1日から施行する。

同志社大学大学院学則

(2025年4月1日改正)

第1章 総 則

第1条 本学大学院は、学問の自由とキリスト教的精神とを尊重して、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

第1条の2 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、本学大学院の目的及び社会的使命を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 点検及び評価に関する規程は、別に定める。

3 本学大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

4 本学は、第1項及び前項に規定する点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を公表するとともに、教育研究活動等について不断の見直しを行う。

第2条 本学大学院の課程は、前期及び後期の課程に区分する博士課程（以下「区分制博士課程」という。）、前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程（以下「一貫制博士課程」という。）、修士課程及び専門職学位課程とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 博士課程の前期課程及び修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

第2条の2 本学大学院は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を各研究科において専攻毎に定め、別表Ⅱに記載する。

第2章 研究科の組織及び修業年限

第3条 本学大学院の各研究科に次の専攻を置く。

(1) 区分制博士課程及び修士課程

	前期課程又は修士課程	後期課程
神学研究科	神学専攻	神学専攻
文学研究科	哲学専攻	哲学専攻
	英文学・英語学専攻	英文学・英語学専攻
	文化史学専攻	文化史学専攻
	国文学専攻	国文学専攻
	美学芸術学専攻	美学芸術学専攻
社会学研究科	社会福祉学専攻	社会福祉学専攻

	メディア学専攻	メディア学専攻
	教育文化学専攻	教育文化学専攻
	社会学専攻	社会学専攻
	産業関係学専攻	産業関係学専攻
法学研究科	政治学専攻	政治学専攻
	私法学専攻	私法学専攻
	公法学専攻	公法学専攻
経済学研究科	理論経済学専攻	経済政策専攻
	応用経済学専攻	
商学研究科	商学専攻	商学専攻
総合政策科学研究科	総合政策科学専攻	総合政策科学専攻
文化情報学研究科	文化情報学専攻	文化情報学専攻
理工学研究科	情報工学専攻	情報工学専攻
	電気電子工学専攻	電気電子工学専攻
	機械工学専攻	機械工学専攻
	応用化学専攻	応用化学専攻
	数理環境科学専攻	数理環境科学専攻
生命医科学研究科	医工学・医情報学専攻	医工学・医情報学専攻
	医生命システム専攻	医生命システム専攻
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	スポーツ健康科学専攻
心理学研究科	心理学専攻	心理学専攻
グローバル・スタディーズ研究科	グローバル・スタディーズ専攻	グローバル・スタディーズ専攻
ビジネス研究科	グローバル経営研究専攻	

(2) 一貫制博士課程

脳科学研究科 発達加齢脳専攻

(3) 専門職学位課程

司法研究科 法務専攻

ビジネス研究科 ビジネス専攻

2 専門職大学院に関する事項は、専門職大学院学則として別にこれを定める。

3 総合政策科学研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。

4 本学大学院に高等研究教育院を置く。高等研究教育院に関する規程は、別に定める。

第4条 博士課程の後期課程の標準修業年限は、3年とする。

2 一貫制博士課程の標準修業年限は、5年とする。

3 博士課程の前期課程及び修士課程の標準修業年限は、2年とする。

4 前3項の規定にかかわらず、職業を有しているなどの事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に本学大学院の教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出た者に対しては、各研究科の定めるところにより、その履修を博士課程の前期課程、修士課程又は博士課程の後期課程では6年、一貫制博士課程では8年まで認めることができる。

5 第17条の規定により転入学を許可された転入学生の修業年

限は、前4項に基づき当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て決定する。

第5条 博士課程の前期課程に4年、後期課程に6年を超えて在学することを認めない。

2 修士課程に4年を超えて在学することを認めない。

3 一貫制博士課程に8年を超えて在学することを認めない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、博士課程の前期課程又は修士課程において前条第4項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者については、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て決定された履修期間を在学年限の上限とすることができる。

5 第17条の規定により転入学を許可された転入学生の在学年限は、前4項に基づき当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て決定する。

第3章 授業科目、研究指導、履修方法及び教育方法の特例

第6条 各研究科の教育課程は、各研究科が学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号により定める方針に基づき編成し、授業科目、履修方法等は、別表Ⅱにおいてこれを定める。授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準による。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前2号に規定する基準を考慮して本学大学院が定める。

2 本学大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 本学大学院は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

第6条の2 大学院学生は、別に定める他の大学大学院において当該大学大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について単位を修得した者には、各研究科において教育上有益と認めるときは、15単位を超えない範囲で課程修了の所定単位として認定することができる。

第6条の3 第20条の2により留学した大学の大学院において単位を修得した者、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し単位を修得した者、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国におい

て履修し単位を修得した者及び大学院設置基準第15条に定める「国際連合大学」の教育課程における授業科目を履修し単位を修得した者には、各研究科において教育上有益と認めるときは、前条により認定した単位と合わせて15単位を超えない範囲で課程修了の所定単位として認定することができる。

2 第20条の2により留学した大学の大学院において受けた研究指導は、博士課程の後期課程又は一貫制博士課程において、その一部を認定することができる。

第6条の4 本学大学院は、各研究科において教育上有益と認めるときは、大学院学生が入学前に大学大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院において修得したものとして認定することができる。

2 前項の単位は、転入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、第6条の2第2項及び第6条の3第1項により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

第6条の5 高等学校教諭専修免許状及び中学校教諭専修免許状を得ようとする者は、各研究科における授業科目から教育職員免許状及び同施行規則に定める必要単位数を履修しなければならない。(ただし、高等学校教諭一種免許状及び中学校教諭一種免許状の取得資格を有する者)

2 本学大学院において取得できる免許状の種類(教科)は、次のとおりとする。

神学研究科	
神学専攻	中専免(宗教)、高専免(宗教)
文学研究科	
哲学専攻	中専免(社会)、高専免(地理歴史)、高専免(公民)
英文学・英語学専攻	中専免(英語)、高専免(英語)
文化史学専攻	中専免(社会)、高専免(地理歴史)
国文学専攻	中専免(国語)、高専免(国語)
美学芸術学専攻	中専免(社会)、高専免(地理歴史)、高専免(公民)
社会学研究科	
社会福祉学専攻	高専免(福祉)
メディア学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)
教育文化学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)
社会学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)
産業関係学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)
法学研究科	
政治学専攻	中専免(社会)、高専免(地理歴史)、高専免(公民)
私法学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)
公法学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)
経済学研究科	
理論経済学専攻	中専免(社会)、高専免(地理歴史)、高専免(公民)
応用経済学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)
商学研究科	
商学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)、高専免(商業)
総合政策科学研究科	
総合政策学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)

文化情報学研究科	
文化情報学専攻	中専免（数学）、高専免（数学）
理工学研究科	
情報工学専攻	中専免（数学）、高専免（数学）
応用化学専攻	中専免（理科）、高専免（理科）
数理環境科学専攻	中専免（数学）、高専免（数学）、中専免（理科）、高専免（理科）
生命医科学研究科	
医工学・医情報学専攻	中専免（理科）、高専免（理科）
医生命システム専攻	中専免（理科）、高専免（理科）
スポーツ健康科学研究科	
スポーツ健康科学専攻	中専免（保健体育）、高専免（保健体育）
心理学研究科	
心理学専攻	中専免（社会）、高専免（地理歴史）、高専免（公民）
グローバル・スタディーズ研究科	
グローバル・スタディーズ専攻	中専免（社会）、高専免（公民）

第6条の6 本章に定めるもののほか、授業科目の種類、単位数、履修方法の細目等については、各研究科会の定めるところによる。

第6条の7 本学大学院には、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くための教育を行うため、博士課程教育リーディングプログラムを置く。

2 博士課程教育リーディングプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第6条の8 本学大学院は、各研究科において教育上有益と認めるときは、大学院学生を別に定める他の大学大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士課程の前期課程又は修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第6条の9 本学大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 本学大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

第4章 課程修了の認定

第7条 博士の学位を得ようとする者は、大学院博士課程に5年（博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。最終試験は学位論文を中心とし、これに関連ある分野について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、3年（博士課程の前期課程2年又は修士課程2年を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、優れた業績により博士課程の前期

課程又は修士課程を在学1年以上で修了した者の在学期間に関しては、博士課程の前期課程又は修士課程における在学期間に3年を加えた期間とする。ただし、優れた研究業績をあげた者については、3年（博士課程の前期課程又は修士課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第156条の規定により、修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者については、3年（専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。最終試験は学位論文を中心とし、これに関連ある分野について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

4 前3項の課程修了の認定には、その研究に必要な外国語によく通じていることを一条件とする。

5 修士の学位を得ようとする者は、博士課程の前期課程又は修士課程に2年以上在学し、授業科目について30単位以上修得し、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。最終試験は学位論文を中心とし、これに関連ある科目について行う。ただし、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

6 前項の場合において、当該博士課程の前期課程又は修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

7 前2項の課程修了の認定には、その研究に必要な外国語に通じていることを一条件とする。

8 本学大学院は、第6条の4の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程（区分制博士課程における後期の課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間に在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、博士課程の前期課程又は修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

9 前項の規定は、博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者の第7条第1項及び同条第2項に規定する博士課程における在学期間（同条第1項の規定により博士課程における在学期間を含む修士課程における在学期間を除く。）については、適用しない。

第8条 修士の学位論文は、在学期間中に提出し審査を終了するものとする。

2 博士の学位論文は、在学期間中に学長に提出し、提出された日から1年以内に審査を終了するものとする。

第9条 課程修了の認定は、研究科長会の審議を経て、学長が決定する。

2 研究科長会に関する内規は、別に定める。

第5章 学位の授与

第10条 本学大学院において、各研究科の課程修了の認定を得た者には、次の学位を授与する。

博士（神学、一神教研究、哲学、英文学、英語学、文化史学、国文学、芸術学、社会福祉学、メディア学、教育文化学、社会学、産業関係学、政治学、法学、経済学、商学、政策科学、ソーシャル・イノベーション、文化情報学、工学、理学、スポーツ健康科学、心理学、アメリカ研究、現代アジア研究、グローバル社会研究、技術・革新的経営、学術）

修士（神学、一神教研究、哲学、英文学、英語学、文化史学、国文学、美学、芸術学、社会福祉学、メディア学、教育文化学、社会学、産業関係学、政治学、比較政治学、法学、経済学、商学、政策科学、ソーシャル・イノベーション、文化情報学、工学、理学、スポーツ健康科学、心理学、アメリカ研究、現代アジア研究、グローバル社会研究、経営学、技術・革新的経営、学術）

2 前項に規定する学位には、「博士（神学）（同志社大学）」又は「修士（神学）（同志社大学）」のように明記することを必要とする。

3 本学は、別に定める同志社大学学位規程により博士課程を経ることなくして、博士の学位論文を提出する者に、博士課程における学位授与の方法に準じて学位を授与する。

第6章 学年、学期及び休業日

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第12条 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

第13条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日

(3) 創立記念日 11月29日

(4) キリスト降誕日 12月25日

(5) 夏期、冬期及び春期休業に関しては、別に定める。

2 前項に規定する休業日において、必要ある場合は授業を行うことがある。また休業日は、臨時に定めることができる。

第7章 入学、転入学、休学、留学、退学、除籍及び再入学

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、研究科が必要とするときは、入学の時期を学期の始めとすることができる。

第15条 博士課程の前期課程、一貫制博士課程又は修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと本学大学院が認めたもの

(3) 大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第155条第1項に規定された者

2 博士課程の後期課程に入学又は一貫制博士課程の第3年次に転入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 修士の学位又は専門職学位を得た者

(2) 大学院への入学に関し、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第156条に規定された者

第15条の2 外国人の入学志願者のうち、その入学資格の判明しがたいときには、当該外国公館の証明を必要とする。

第16条 入学志願者には各研究科が学校教育法施行規則第165条の2第1項第3号により定める方針に基づき、学力検査を行い、既往の成績等を総合して入学者を決定する。

2 前項の考査方法、時期等については、その都度定める。

第17条 他の大学大学院学生又は本学大学院を修了した者で、転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り前条に準ずる考査を経たうえで、転入学を許可することがある。

第18条 入学志願者は、指定期日までに所定の書類を提出し、別表Iの9に定める入学検定料を納入しなければならない。

2 災害等の特別な事情により入学検定料の納入が困難であると認められる入学志願者には、申請に基づき、入学検定料を免除することがある。

3 前項の入学検定料の免除の詳細は、別に定める。

第19条 入学許可を得た者は、指定期日までに所定の書類を提出し、定められた学費を納入しなければならない。

2 本学大学院の複数の研究科・専攻・クラスター（以下「研究科等」という。）の入学許可を得て、一方の研究科等の学費を納入した者が、もう一方の研究科等への入学を希望する場合等は、申請に基づき、既に納入した学費を、もう一方の研究科等の学費に振替を認めることがある。

3 前項の振替の詳細は、別に定める。

第20条 学生が疾病その他やむを得ない事由により休学しようとするときは、春学期又は秋学期授業開始日までにその旨願い出て、許可を得なければならない。

2 休学期間は、1年又は半年とする。

3 休学の期間は、通算して博士課程の前期課程又は修士課程においては2年、博士課程の後期課程においては3年、一貫制博士課程においては5年を超えることができない。

4 休学期間は、第4条及び第5条に定める修業年限、在学年限には算入しない。

第20条の2 学生は、在学中当該研究科教授会又は研究科委員会が本人の教育上有益と認め、学長が承認した場合に限り、本学の認定する外国の大学の大学院に留学することができる。

2 留学の期間は、第4条の修業年限及び第5条の在学年限に算入できる。

3 留学の取扱いについては、別にこれを定める。

第21条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、その旨願出しなければならない。

第22条 学長は学力劣等で成業の見込みがないと認める者、また出席常でない者を、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て、論旨退学させることがある。

第23条 学長は品行不良の者、学業怠慢の者、学校の秩序を乱した者、その他学生としての本分に反した者で、当該研究科教授会又は研究科委員会において懲戒の対象となりうると認められたときは、けん責、停学又は退学に処することができる。

2 前項の懲戒に関する規程は、別に定める。

第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。第1号については、春学期末修了予定者は春学期末、それ以外の者は該当学年末（秋学期入学者は春学期末）、第2号並びに第3号については、該当学期末に除籍する。

(1) 学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者

(2) 在学期間が第5条に規定する在学年限を超える者

(3) 学費未納で履修科目の登録をしていない者

第23条の3 退学者及び前条第1項第1号又は第3号により除籍された者が、再入学を願出た場合は、それを許可することができる。なお、除籍された者が再入学を願出する場合は、事前に未納学費を完納しなければならない。

第23条の4 再入学許可を得た者は、指定期日までに所定の書類を提出し、定められた学費を納入しなければならない。

第8章 科目等履修生、聴講生、研究生、研修生、委託生、特別研究学生、外国人留学生及び外国人研究生

第24条 各研究科又は高等研究教育院に設置する一又は複数の授業科目を履修し単位を修得しようとする者があるときは、相当の資格があると認めた者につき、科目等履修生とすることができる。

2 科目等履修生のうち、他の大学大学院学生で、協定に基づき本学大学院の授業科目を履修する者については、交流学生又は単位互換履修生として受け入れることができる。

3 科目等履修生が履修した授業科目について試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果に係る評価を受け合格したときは、所定の単位を与える。

4 前項に定めるもののほか、科目等履修生に関する内規は、別に定める。

第24条の2 各研究科に設置する一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、相当の資格があると認めた者につき、聴講生とすることができる。

2 聴講生に関する内規は、別に定める。

第24条の3 本学大学院博士課程の後期課程に6年間在学した者又は一貫制博士課程に8年間在学した者が、その後、研究指導を受けることを希望するときは、当該研究科において、研究生

としてこれを許可することがある。

2 研究生に関する内規は、別に定める。

第24条の4 本学大学院の博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者で、高度の専門性を要する職業等に必要の能力をさらに養うため研修を希望するものがあるときは、当該研究科において、研修生としてこれを許可することがある。

2 研修生に関する内規は、別に定める。

第25条 他の大学大学院学生にして、その大学院の委託により、本学大学院研究科における授業科目中1科目又は数科目の選修を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て修学を許可することがある。

2 委託生が選修科目の試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果に係る評価に合格したときは、その科目の修了証明書を授与する。

第25条の2 他の大学大学院学生で、本学大学院において研究指導を受けることを希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として研究指導を受けることを認めることがある。

2 特別研究学生に関する内規は、別に定める。

第26条 外国人留学生、外国人研究生に関する内規は、別にこれを定める。

第9章 学 費

第27条 在学生の学費は、春学期及び秋学期の学年暦に定める日までに納入しなければならない。ただし、春学期の学費を納入するときに、当該年度の秋学期の学費も納入することができる。

2 外国人留学生（特別学生）研修料は、春学期及び秋学期の学年暦に定める日までに納入しなければならない。

3 履修料及び聴講料は、所定の期間内に納入しなければならない。

4 委託生修学料、大学院研修生研修料、大学院研究生及び外国人研究生研究指導料は、所定の期日までに納入しなければならない。

第28条 学費は、入学金、授業料（履修料、聴講料、委託生修学料、研修料及び研究指導料を含む。）、教育充実費、論文審査在籍料、特別在籍料及び休学在籍料とし、その額は、別表Iから別表Iの8にこれを定める。

2 博士課程の後期課程において3年以上又は一貫制博士課程において5年以上在学して所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた者が、学位論文を提出してその審査のために在籍する期間については、論文審査在籍料を納入するものとし、他の学費の納入を要しない。ただし、上記の者が退学した場合、退学日から3年以内に再入学を許可され、再入学と同時に学位論文を提出したときには、本項本文を適用する。

3 協定に基づくダブルディグリープログラムにより、本学から1学期間以上留学する者は、特別在籍料を納入するものとし、入学金を除く他の学費の納入を要しない。

4 休学を許可された者は、休学在籍料を納入するものとし、入

学金を除く他の学費の納入を要しない。

- 5 第24条第2項に定める、協定に基づき本学大学院の授業科目を履修するため、他の大学院から受け入れた交流学生及び単位互換履修生の学費については、当該大学との協定に基づき設定する。
 - 6 いったん納入した学費は返還しない。ただし、入学許可を得た者で、入学日の前日までに入学手続の取消しを願い出たものについては、入学金又はこれに相当する金額を除く学費を返還することがある。
 - 7 履修科目の登録に際して実験実習料を要する科目及びその実験実習料については、別に定める。
 - 8 退学者又は除籍された者については、別に定める場合を除き、当該学期の学費を徴収する。
 - 9 第23条第1項に基づく停学に処せられた者については、その期間中も学費を徴収する。
- 第28条の2 やむを得ない事情があると認められる場合は、申請に基づき、学費（論文審査在籍料、特別在籍料及び休学在籍料を除く。）を延納又は分納することができる。
- 2 前項の学費の延納又は分納の詳細は、別に定める。
- 第28条の3 災害等の特別な事情により学費の納入が困難であると認められる者には、申請に基づき、学費の一部を免除することがある。
- 2 前項の学費の一部免除の詳細は、別に定める。

第10章 削 除

第29条 削除

第11章 教育研究実施組織及び運営組織

- 第30条 大学院における授業並びに指導は、一定数の本学教員がこれを担当する。
- 第31条 大学院及び各研究科に共通する重要事項は、部長会で審

議する。

- 2 部長会に関する規程は、別に定める。
- 第32条 学部を基礎としない独立研究科には研究科教授会を、学部を基礎とする研究科には研究科委員会を置く。
- 2 研究科教授会及び研究科委員会は、当該研究科に関する次の事項を審議する。
 - (1) 学生の入学、退学、休学、修了等に関する事項及び学位の授与に関する事項
 - (2) 授業及び研究指導に関する事項
 - (3) 教員の人事に関する事項
 - (4) 学位論文審査に関する事項
 - (5) 学則、研究科諸規程に関する事項
 - (6) その他研究科長がつかさどる教育研究に関する事項
 - 3 研究科教授会及び研究科委員会は、学長から諮問された事項について審議する。
 - 4 研究科教授会及び研究科委員会は、学生の入学、修了、学位の授与、その他教育研究に関する重要な事項で研究科教授会及び研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - 5 研究科教授会及び研究科委員会の組織及び運営に関する事項は、当該研究科教授会又は研究科委員会において定める。
- 第33条 大学院の学務は、学長が総括し、研究科の学務は、当該学部長が研究科長としてこれを管掌し、グローバル・スタディーズ研究科においてはグローバル・スタディーズ研究科長が、脳科学研究科においては脳科学研究科長が、ビジネス研究科においてはビジネス研究科長が管掌する。その他、大学院の事務を遂行するため、職員を置く。
- 第33条の2 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

第12章 学生の入学定員及び収容定員

第34条 各研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

(1) 区分制博士課程及び修士課程

研究科	前期課程又は修士課程			後期課程		
	専攻	入学定員	収容定員	専攻	入学定員	収容定員
神学研究科	神学専攻	20	40	神学専攻	5	15
文学研究科	哲学専攻	7	14	哲学専攻	3	9
	英文学・英語学専攻	10	20	英文学・英語学専攻	4	12
	文化史学専攻	15	30	文化史学専攻	4	12
	国文学専攻	10	20	国文学専攻	3	9
	美学芸術学専攻	5	10	美学芸術学専攻	3	9
	計	47	94	計	17	51
社会学研究科	社会福祉学専攻	10	20	社会福祉学専攻	6	18
	メディア学専攻	5	10	メディア学専攻	2	6
	教育文化学専攻	7	14	教育文化学専攻	3	9
	社会学専攻	10	20	社会学専攻	5	15
	産業関係学専攻	5	10	産業関係学専攻	2	6
	計	37	74	計	18	54
法学研究科	政治学専攻	40	80	政治学専攻	5	15
	私法学専攻	45	90	私法学専攻	5	15
	公法学専攻	45	90	公法学専攻	5	15
	計	130	260	計	15	45
経済学研究科	理論経済学専攻	25	50	経済政策専攻	5	15
	応用経済学専攻	25	50			
	計	50	100	計	5	15
商学研究科	商学専攻	65	130	商学専攻	5	15
総合政策科学研究科	総合政策科学専攻	70	140	総合政策科学専攻	15	45
文化情報学研究科	文化情報学専攻	30	60	文化情報学専攻	5	15
理工学研究科	情報工学専攻	60	120	情報工学専攻	5	15
	電気電子工学専攻	70	140	電気電子工学専攻	7	21
	機械工学専攻	80	160	機械工学専攻	8	24
	応用化学専攻	80	160	応用化学専攻	7	21
	数理環境科学専攻	25	50	数理環境科学専攻	3	9
	計	315	630	計	30	90
生命医科学研究科	医工学・医情報学専攻	90	180	医工学・医情報学専攻	2	6
	医生命システム専攻	20	40	医生命システム専攻	12	36
	計	110	220	計	14	42
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	8	16	スポーツ健康科学専攻	3	9
心理学研究科	心理学専攻	10	20	心理学専攻	6	16
グローバルスタディーズ研究科	グローバルスタディーズ専攻	45	90	グローバルスタディーズ専攻	18	54
ビジネス研究科	グローバル経営研究専攻	45	90	合計	156	468
合	計	982	1,964			

(2) 一貫制博士課程

研究科	専攻	入学定員	収容定員
脳科学研究科	発達加齢脳専攻	10	50
合	計	10	50

第13章 研究指導施設及び厚生保健施設

第35条 図書館を設け、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報等を系統的に整備し、教育研究を促進する。

第36条 学生の研究のため各研究科に読書研究室を設ける。

第37条 教職員及び学生の保健医療には、学生支援機構保健センターを利用する。

第14章 雑 則

第38条 京都教育大学大学院連合教職実践研究科教職実践専攻の教育研究の実施に当たっては、協定書に記載の大学等とともに協力するものとする。

第39条 本学大学院は、学費及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報を整理し、在学生及び入学志願者に対して明示するように努めるものとする。

附 則

- この学則は、2005年4月1日から施行する。
- 第20条第3項の規定は、1989年度入学生から適用する。
- 第3条及び第34条は、文学研究科の改組・再編に伴う、文学研究科社会福祉学専攻、新聞学専攻、教育学専攻、社会学専攻、産業関係学専攻の前期課程又は修士課程の廃止及び社会学研究科社会福祉学専攻、メディア学専攻、教育学専攻、社会学専攻、産業関係学専攻の前期課程並びに文学研究科社会福祉学専攻、新聞学専攻、教育学専攻、社会学専攻の後期課程の廃止及び社会学研究科社会福祉学専攻、メディア学専攻、教育学専攻、社会学専攻、産業関係学専攻の後期課程の設置、文学研究科英文学専攻及び美学および芸術学専攻の前期課程並びに哲学および哲学史専攻、英文学専攻及び美学および芸術学専攻の後期課程の名称変更により改正施行する。

なお、廃止又は名称変更を行う各専攻は、2005年度より学生募集を停止する。ただし、各専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。(2005年4月1日改正)

- 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2005年度第1年次入学生から適用し、2004年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 第10条に規定する学位は、2005年度第1年次入学生から適用し、2004年度以前の入学生については、従前の規程による。
- 第23条の3に規定する再入学は、2004年度第1年次入学生から適用する。
- 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2005年度入学生に適用する。2004年度以前の入学生については、従前の学費による。
- 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、休学在籍料については、2003年度以降在学の学生に適用する。ただし、2002年度以前の入学生のうち、従前の学費による休学中の学費が休学在籍料を下回る場合は、その額とする。

附 則

- この学則は、2006年4月1日から施行する。
- 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2006年度第1年次入学生から適用し、2005年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2006年度入学生に適用する。2005年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- この学則は、2007年4月1日から施行する。

- 第3条及び第34条は、神学研究科の改組・再編に伴う、神学研究科聖書神学専攻、歴史神学専攻、組織神学専攻の前期課程の廃止及び神学研究科神学専攻の前期課程の設置並びに神学研究科歴史神学専攻の後期課程の名称変更、及び文化情報学研究科文化情報学専攻の前期課程及び後期課程の設置により改正施行する。

なお、聖書神学専攻、歴史神学専攻、組織神学専攻の前期課程及び歴史神学専攻の後期課程は、2007年度より学生募集を停止する。ただし、各専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

- 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2007年度第1年次入学生から適用し、2006年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2007年度入学生に適用する。2006年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- この学則は、2008年4月1日から施行する。
- 第3条及び第34条は、工学研究科知識工学専攻及び電気工学専攻の名称変更並びに生命医科学研究科生命医学専攻の設置により改正施行する。

なお、知識工学専攻及び電気工学専攻は、2008年度より学生募集を停止する。ただし、各専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

- 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2008年度第1年次入学生から適用し、2007年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 第10条に規定する学位は、2008年度第1年次入学生から適用し、2007年度以前の入学生については、従前の規程による。
- 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2008年度入学生に適用する。2007年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- この学則は、2009年4月1日から施行する。
- 第3条及び第34条は、文学研究科心理学専攻の前期課程及び後期課程の廃止及び工学研究科数理環境科学専攻の課程変更並びに心理学研究科心理学専攻の前期課程及び後期課程並びに総合政策科学研究科技術・革新的経営専攻の一貫制博士課程の設置により改正施行する。

なお、文学研究科心理学専攻の前期課程及び後期課程並びに工学研究科数理環境科学専攻の修士課程は、2009年度より学生募集を停止する。ただし、各専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、修業年限、在学年限、課程修了の認定、休学期間及び教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

- 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2009年度第1年次入学生から適用し、2008年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 第10条に規定する学位は、2009年度第1年次入学生から適用し、2008年度以前の入学生については、従前の規程による。
- 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2009年度入学生に適用する。2008年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- この学則は、2010年4月1日から施行する。
- 第3条、第33条及び第34条は、スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻の修士課程の設置及びグローバル・スタ

ディーズ研究科グローバル・スタディーズ専攻の前期課程及び後期課程の設置並びにこれに伴うアメリカ研究科アメリカ研究専攻の前期課程及び後期課程の廃止により改正施行する。

なお、アメリカ研究科アメリカ研究専攻の前期課程及び後期課程は、2010年度より学生募集を停止する。ただし、当該専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

- 3 第4条第4項に規定する長期にわたる教育課程の履修は、2010年度第1年次入学生から適用する。ただし、一貫制博士課程においては、2010年度第1年次入学生及び2010年度転入学生から適用する。
- 4 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2010年度第1年次入学生から適用し、2009年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 5 第10条に規定する学位は、2010年度第1年次入学生から適用し、2009年度以前の入学生については、従前の規程による。
- 6 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2010年度入学生に適用する。2009年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2011年4月1日から施行する。
- 2 第3条及び第34条は、社会学研究科教育学専攻の名称変更により改正施行する。
なお、教育学専攻は、2011年度より学生募集を停止する。ただし、当該専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。
- 3 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2011年度第1年次入学生から適用し、2010年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 第3条、第33条及び第34条は、工学研究科、工業化学専攻の名称変更、生命医科学研究科の改組・再編に伴う、生命医科学研究科生命医科学専攻の廃止及び生命医科学研究科医工学・医情報学専攻、医生命システム専攻の設置、スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻の課程変更、脳科学研究科発達加齢脳専攻の設置により改正施行する。
なお、工学研究科各専攻及び生命医科学研究科生命医科学専攻並びにスポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻の修士課程は、2012年度より学生募集を停止する。ただし、当該研究科に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。
- 3 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2012年度第1年次入学生から適用し、2011年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 4 第10条に規定する学位は、2012年度第1年次入学生から適用し、2011年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この学則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2013年度第1年次入学生から適用し、2012年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。

- 2 第3条、第33条及び第34条は、ビジネス研究科グローバル経営研究専攻の修士課程の設置により改正施行する。
- 3 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2014年度第1年次入学生から適用し、2013年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 4 第10条に規定する学位は、2014年度第1年次入学生から適用し、2013年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2015年度第1年次入学生から適用し、2014年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2015年度入学生に適用する。2014年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2016年度第1年次入学生から適用し、2015年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2016年度入学生に適用する。2015年度以前の入学生については、従前の学費による。
- 4 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、論文審査在籍料については、2016年度第1年次入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2017年度第1年次入学生から適用し、2016年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 総合政策科学研究科技術・革新的経営専攻の一貫制博士課程は、2017年度より学生募集を停止する。ただし、当該専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。
- 4 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2017年度入学生に適用する。2016年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2018年度第1年次入学生から適用し、2017年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2018年度入学生に適用する。2017年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2019年度第1年次入学生から適用し、2018年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

- 3 第28条第1項の別表Iに定める学費のうち、再入学生の入学金に関する規定のただし書きについては、2020年4月1日以降に再入学する学生に適用する。
- 4 第28条第1項の別表Iに定める学費のうち、特別在籍料については、2019年4月1日以降に派遣を決定する学生に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表IIの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2020年度第1年次入学生から適用し、2019年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表IIの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2021年度第1年次入学生から適用し、2020年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表IIの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2022年度第1年次入学生から適用し、2021年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表IIの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2023年度第1年次入学生から適用し、2022年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Iに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2023年度入学生に適用する。2022年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表IIの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2024年度第1年次入学生から適用し、2023年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Iに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2024年度入学生に適用する。2023年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2025年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表IIの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2025年度第1年次入学生から適用し、2024年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Iに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2025年度入学生に適用する。2024年度以前の入学生については、従前の学費による。

別表 I 学費

入学金、授業料及び教育充実費
区分制博士課程及び修士課程

博士課程（前期）又は修士課程

（年額）

	入学金	授業料	教育充実費	
神学研究科 文学研究科 社会学研究科 法学研究科 経済学研究科 商学研究科 総合政策科学研究科 グローバルスタディーズ研究科	第1年次	200,000 円	515,000 円	117,000 円
	第2年次		715,000 円	117,000 円
	所定単位修得者		357,500 円	58,500 円
文化情報学研究科	第1年次	200,000 円	599,000 円	126,000 円
	第2年次		799,000 円	126,000 円
	所定単位修得者		421,000 円	63,000 円
理工学研究科 生命医科学研究科	第1年次	200,000 円	854,000 円	156,000 円
	第2年次		1,054,000 円	156,000 円
	所定単位修得者		585,000 円	78,000 円
スポーツ健康科学研究科	第1年次	200,000 円	626,000 円	126,000 円
	第2年次		826,000 円	126,000 円
	所定単位修得者		448,000 円	63,000 円
心理学研究科	第1年次	200,000 円	649,000 円	132,000 円
	第2年次		849,000 円	132,000 円
	所定単位修得者		456,000 円	66,000 円
ビジネス研究科 グローバル経営研究専攻	第1年次	200,000 円	586,000 円	132,000 円
	第2年次		786,000 円	132,000 円
	所定単位修得者		393,000 円	66,000 円

- (1) 授業料及び教育充実費については、各々2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。
- (2) 学内進学者の入学金については、2分の1とする。
- (3) 2年を超えて在籍した場合の学費は、第2年次の学費を適用する。
- (4) 博士課程の前期課程又は修士課程において、2年以上在学し、所定の単位を修得した者は、次の学期から所定単位修得者欄に記載の学費を適用する。ただし、学部又は大学院の授業科目の履修を希望する者及び第4条第4項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）については、適用しない。
- (5) 転入学生の入学金は、200,000 円とし、授業料及び教育充実費は、転入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、本学卒業生及び本学大学院修了生に限り、入学金は2分の1とする。
- (6) 再入学生の入学金は、100,000 円とし、授業料及び教育充実費は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、学費未納により学年末をもって除籍された者が翌年度4月30日までに再入学手続をする場合及び春学期末をもって除籍された者が次の秋学期10月31日までに再入学手続をする場合の入学金は、50,000 円とする。
- (7) MOTコース生がビジネス研究科を修了し、理工学研究科MOTコースに転入学した場合は、(5)にかかわらず、授業料は838,000 円、教育充実費は78,000 円とし、入学金の全額を免除する。
なお、理工学研究科に1年を超えて在籍した場合の学費は、理工学研究科の第2年次学費を適用する。
- (8) 長期履修学生の学費については、以下のとおり取り扱う。
ア 授業料は、標準修業年限までの合計額を履修年数で除した額とする。ただし、合計額には長期履修学生となる以前の額は含まない。
また、千円未満の端数が発生する場合は、千円単位に切上げ、この学費を適用する最初の年次で調整する。
イ 教育充実費は、標準修業年限を超えた学期以降、標準修業年限における最終年次の教育充実費の2分の1とする。
ウ アの規定にかかわらず、履修期間の短縮が認められた場合の授業料は、標準修業年限までの合計額から既納入額を控除した額とする。
エ ア及びイの規定にかかわらず、認められた履修期間を超えて在籍する場合の学費は、標準修業年限における最終年次の学費を適用する。
オ アの規定にかかわらず、長期履修学生だった者が再入学する場合の授業料は、再入学前を含む履修期間が再入学を許可された年次に在籍する同一履修期間の長期履修学生と同額とする。

博士課程（後期）

（年額）

		入学金	授業料	教育充実費
神学研究科 文学研究科 社会学研究科 法学研究科 経済学研究科 商学研究科 総合政策科学研究科 グローバルスタディーズ研究科	第1年次	200,000円	484,000円	123,000円
	第2年次		684,000円	123,000円
	第3年次		684,000円	123,000円
	3年以上在学者		342,000円	61,500円
文化情報学研究科	第1年次	200,000円	570,000円	133,000円
	第2年次		770,000円	133,000円
	第3年次		770,000円	133,000円
	3年以上在学者		362,500円	66,500円
理工学研究科 生命医科学研究科	第1年次	200,000円	825,000円	162,000円
	第2年次		1,025,000円	162,000円
	第3年次		1,025,000円	162,000円
	3年以上在学者		453,500円	81,000円
スポーツ健康科学研究科	第1年次	200,000円	595,000円	133,000円
	第2年次		795,000円	133,000円
	第3年次		795,000円	133,000円
	3年以上在学者		362,500円	66,500円
心理学研究科	第1年次	200,000円	613,000円	138,000円
	第2年次		813,000円	138,000円
	第3年次		813,000円	138,000円
	3年以上在学者		377,000円	69,000円

- (1) 授業料及び教育充実費については、各々2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。
- (2) 学内進学者からは、入学金を徴収しない。
- (3) 3年を超えて在籍した場合の学費は、第3年次の学費を適用する。
- (4) 博士課程の後期課程において、3年以上在学した者は、次の学期から3年以上在学者欄に記載の学費を納入するものとする。ただし、学部又は大学院の授業科目の履修を希望する者及び第4条第4項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）については、適用しない。
- (5) 転入学生の入学金は、200,000円とし、授業料及び教育充実費は、転入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、本学大学院修了生に限り、入学金は徴収しない。
- (6) 再入学生の入学金は、100,000円とし、授業料及び教育充実費は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、学費未納により学年末をもって除籍された者が翌年度4月30日までに再入学手続をする場合及び春学期末をもって除籍された者が次の秋学期10月31日までに再入学手続をする場合の入学金は、50,000円とする。
- (7) 退学日から3年以内の者で、博士の学位論文の審査を請求するために再入学を許可された者については、論文審査在籍料を納入するものとし、他の学費の納入を要しない。
- (8) 長期履修学生の学費については、以下のとおり取り扱う。
 - ア 授業料は、標準修業年限までの合計額を履修年数で除した額とする。ただし、合計額には長期履修学生となる以前の額は含まない。また、千円未満の端数が発生する場合は、千円単位に切上げ、この学費を適用する最初の年次で調整する。
 - イ 教育充実費は、標準修業年限を超えた学期以降、標準修業年限における最終年次の教育充実費の2分の1とする。
 - ウ アの規定にかかわらず、履修期間の短縮が認められた場合の授業料は、標準修業年限までの合計額から既納入額を控除した額とする。
 - エ ア及びイの規定にかかわらず、認められた履修期間を超えて在籍する場合の学費は、標準修業年限における最終年次の学費を適用する。
 - オ アの規定にかかわらず、長期履修学生だった者が再入学する場合の授業料は、再入学前を含む履修期間が再入学を許可された年次に在籍する同一履修期間の長期履修学生と同額とする。

一貫制博士課程

(年額)

		入学金	授業料	教育充実費
脳 科 学 研 究 科	第1年次	200,000 円	854,000 円	156,000 円
	第2年次		1,054,000 円	156,000 円
	第3年次		825,000 円	162,000 円
	第4年次		1,025,000 円	162,000 円
	第5年次		1,025,000 円	162,000 円
	所定単位修得者		453,500 円	81,000 円

- (1) 授業料及び教育充実費については、各々2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。
- (2) 学内進学者の入学金については、2分の1とする。
- (3) 5年を超えて在籍した場合の学費は、第5年次の学費を適用する。
- (4) 一貫制博士課程において、5年以上在学し、所定の単位を修得した者は、次の学期から所定単位修得者欄に記載の学費を納入するものとする。ただし、学部又は大学院の授業科目の履修を希望する者及び第4条第4項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）については、適用しない。
- (5) 転入学生の入学金は、200,000円とし、授業料及び教育充実費は、転入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、本学卒業生及び本学大学院修了生に限り、入学金は2分の1とする。
- (6) 再入学生の入学金は、100,000円とし、授業料及び教育充実費は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、学費未納により学年末をもって除籍された者が翌年度4月30日までに再入学手続をする場合及び春学期末をもって除籍された者が次の秋学期10月31日までに再入学手続をする場合の入学金は、50,000円とする。
- (7) 退学日から3年以内の者で、博士の学位論文の審査を請求するために再入学を許可された者については、論文審査在籍料を納入するものとし、他の学費の納入を要しない。
- (8) 長期履修学生の学費については、以下のとおり取り扱う。
 - ア 授業料は、標準修業年限までの合計額を履修年数で除した額とする。ただし、合計額には長期履修学生となる以前の額は含まない。また、千円未満の端数が発生する場合は、千円単位に切上げ、この学費を適用する最初の年次で調整する。
 - イ 教育充実費は、標準修業年限を超えた学期以降、標準修業年限における最終年次の教育充実費の2分の1とする。
 - ウ アの規定にかかわらず、履修期間の短縮が認められた場合の授業料は、標準修業年限までの合計額から既納入額を控除した額とする。
 - エ ア及びイの規定にかかわらず、認められた履修期間を超えて在籍する場合の学費は、標準修業年限における最終年次の学費を適用する。
 - オ アの規定にかかわらず、長期履修学生だった者が再入学する場合の授業料は、再入学前を含む履修期間が再入学を許可された年次に在籍する同一履修期間の長期履修学生と同額とする。

論文審査在籍料

半年又は1年	60,000 円
--------	----------

・論文審査在籍料により在籍する期間に学部又は大学院の授業科目を履修することはできない。

特別在籍料

ダブルディグリープログラムによる留学期間	特別在籍料
1年	300,000 円
1学期	150,000 円

休学在籍料

休学期間	休学在籍料
1年	120,000 円
半年	60,000 円

・母国における兵役義務による休学が認められた者は、休学在籍料の納入を要しない。

別表 I の 2 履修料

履修登録料	全研究科及び高等研究教育院	50,000 円
履 修 料 (1 単位につき)	神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	24,000 円
	文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	26,000 円
	理工学、生命医科学及び脳科学研究科	33,000 円
	心理学研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	27,000 円
	高等研究教育院	26,000 円

- (1) 研究科において、履修料の総額が当該年度の第 1 年次の「授業料及び教育充実費の合計額」を超える場合は、その額にとどめる。
- (2) 本学出身者及び前年度から継続の履修生の履修登録料は、2 分の 1 とする。
- (3) 学期をまたがって履修する場合、履修登録料は、重複して徴収しない。
- (4) 複数の研究科及び高等研究教育院に併願する場合、履修登録料は、重複して徴収しない。

別表 I の 3 聴講料

聴講登録料	全研究科	50,000 円
履 修 料 (1 単位につき)	神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	16,000 円
	文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	17,000 円
	理工学、生命医科学及び脳科学研究科	22,000 円
	心理学研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	18,000 円

- (1) 聴講料の総額が当該年度の第 1 年次の「授業料及び教育充実費の合計額」を超える場合は、その額にとどめる。
- (2) 本学出身者及び前年度から継続の聴講生の聴講登録料は、2 分の 1 とする。
- (3) 学期をまたがって聴講する場合、聴講登録料は、重複して徴収しない。
- (4) 複数の研究科に併願する場合、聴講登録料は、重複して徴収しない。

別表 I の 4 委託生修学科

(年額)

研究科	修学科
神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	307,500 円
文化情報学研究科	349,500 円
理工学、生命医科学及び脳科学研究科	477,000 円
スポーツ健康科学研究科	363,000 円
心理学研究科	374,500 円
ビジネス研究科グローバル経営研究専攻	343,000 円

修学期間が春学期又は秋学期に限る場合は、修学科を 2 分の 1 とする。

別表 I の 5 外国人留学生（特別学生） 入学金及び研修料

研究科	入学金	研修料 (年額)	研修料（年度内の在学期間が7月以内の場合）
神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	50,000 円	480,000 円	240,000 円
文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	50,000 円	520,000 円	260,000 円
理工学、生命医科学及び脳科学研究科	50,000 円	660,000 円	330,000 円
心理学研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	50,000 円	540,000 円	270,000 円

- (1) 研修料については、2 分の 1 を春学期学費及び秋学期学費とする。
- (2) 特別学生が正規課程に進学した場合、正規課程の入学金は特別学生時の入学金相当額を差し引いた額とする。
- (3) 期間延長者（同志社大学外国人留学生内規第 4 条第 2 項該当者）については、重複して入学金を徴収しない。また、研修料は入学年度の額を適用する。
- (4) 秋学期入学者の学費については、入学年度の春学期入学者の学費を適用する。
- (5) 特別学生が、年度内に 20 単位を超えて学科目登録をする場合は、超過する分 1 単位につき上記入学金及び研修料のほかに、学部授業科目を登録するときは学則別表 I の 2 に定める履修料相当額を、ビジネス研究科ビジネス専攻を除く大学院授業科目を登録するときは大学院学則別表 I の 2 に定める履修料相当額を、ビジネス研究科ビジネス専攻授業科目を登録するときは専門職大学院学則別表 I の 2 に定める履修料相当額を、国際教養教育院科目を登録するときは学則別表 I の 2 に定める神、文、社会、法、経済、商、政策、グローバル地域文化学部の履修料相当額を研修料として納入すること。
- (6) 研修料の総額が当該年度の第 1 年次の授業料を超える場合は、その額にとどめる。
- (7) 外国の大学の教育計画で在学する特別学生又は本学と特定の外国の大学との協定により在学する特別学生その他特別の事情のある場合は、部長会の審議を経てこの学費を適用しないときがある。

別表 I の 6 外国人研究生 研究指導料

(月額)

課程	研究科	研究指導料
博士課程（前期課程） 又は修士課程	神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	26,000 円
	文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	27,000 円
	理工学及び生命医科学研究科	35,000 円
	心理学研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	29,000 円
博士課程（後期課程）	神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	26,000 円
	文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	27,000 円
	理工学及び生命医科学研究科	35,000 円
	心理学研究科	29,000 円
一貫制博士課程	脳科学研究科	35,000 円

別表 I の 7 大学院研究生 研究指導料

研究科	研究指導料	
	1 年	半年
神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	309,000 円	154,500 円
文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	329,000 円	164,500 円
理工学及び生命医科学研究科	420,000 円	210,000 円
心理学研究科	344,000 円	172,000 円
脳科学研究科	420,000 円	210,000 円

別表 I の 8 大学院研修生 研修料

研究科	研修料	
	1 年	半年
神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	307,500 円	153,750 円
文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	328,000 円	164,000 円
理工学及び生命医科学研究科	419,000 円	209,500 円
心理学研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	343,000 円	171,500 円

別表 I の 9 入学検定料

区 分		金 額
一般入学試験 その他特別入学試験 転入学試験		35,000 円
外国人留学生入学試験 その他外国人留学生特別入学試験	書類選考および研究科独自試験を課す場合	15,000 円
	書類選考のみの場合	10,000 円
法学研究科ダブル・ディグリーコース入学試験		10,000 円
理工学研究科・生命医科学研究科 国際科学技術コース入学試験 ビジネス研究科グローバル経営研究専攻 入学試験	書類選考および研究科独自試験を課す場合	15,000 円
	書類選考のみの場合	10,000 円

別表 II 各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表（省略）

春学期 17週(102日)

秋学期 18週(108日)

2025年

Table of 2025 Spring Semester events: 4月1日(火) 春学期始め・春学期入学式, 4月28日(月) 面接授業開始(注1), 5月29日(火) 休日, 7月17日(木) 面接授業最終日, 8月1日(金) 期末試験予備日・夏期休暇開始, 9月11日(木) 春学期学位論文総合審査日

Table of 2025 Autumn Semester events: 9月21日(日) 秋学期始め・秋学期入学式, 10月1日(水) 面接授業開始, 11月3日(月) 文化の日(授業日), 12月24日(水) 冬期休暇開始

2026年

Table of 2026 events: 1月6日(火) 冬期休暇終了, 3月5日(木) 秋学期学位論文総合審査日, 3月21日(土) 秋学期学位授与式

※ 1週分のオンデマンド授業は、各学期の面接授業開始以降、成績評価を終えるまでに配信される。

- (注1) 2年次生以上は前年度3月の成績通知日以降、1年次生は入学式以降、この面接授業開始日までに、先行登録期間及び履修科目登録期間が設定される。
(注2) 成績通知日以降、秋学期の面接授業開始日までに、先行登録期間及び履修科目登録変更期間が設定される。
(注3) 成績通知日以降、翌年度4月の面接授業開始日までに、先行登録期間及び履修科目登録期間が設定される。

Calendar grid for 2025 and 2026. Shows days of the week and dates for each month. Includes circled numbers indicating specific events or holidays.

●印は「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

Table of class times: I 9:00~10:30, II 10:45~12:15, III 13:10~14:40, IV 14:55~16:25, V 16:40~18:10, VI 18:25~19:55, VII 20:10~21:40

Graduate School of Psychology



DOSHISHA UNIVERSITY